

自己点検・評価報告書

2008年 4月 28日

関西学院大学大学院司法研究科

第1	法科大学院の基本情報	5
第2	自己点検・評価報告書作成のプロセス	7
第3	自己点検・評価の内容と結果	9
第1分野	運営と自己改革	9
1-1-1	法曹像の周知	9
1-2-1	自己改革	12
1-3-1	情報公開	15
1-4-1	法科大学院の自主性・独立性	18
1-4-2	学生への約束の履行	20
1-5-1	特徴の追求	23
第2分野	入学者選抜	26
2-1-1	入学者選抜基準等の規定・公開	26
2-1-2	入学者選抜の実施	30
2-2-1	既修者選抜基準等の規定・公開	32
2-2-2	既修者選抜の実施	34
2-3-1	入学者の多様性の確保	35
第3分野	教育体制	37
3-1-1	専任教員の数	37
3-1-2	専任教員の必要数	39
3-1-3	実務家教員の割合	41
3-1-4	教授の比率	42
3-1-5	教員の年齢構成	43
3-1-6	教員のジェンダー構成	44
3-2-1	担当授業時間数	46
3-2-2	教育支援体制	50
3-2-3	研究支援体制	53
第4分野	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み	55
4-1-1	FD活動	55
4-1-2	学生評価	61

第5分野	カリキュラム	64
5-1-1	科目設定・バランス	64
5-1-2	科目の体系性・適切性	68
5-1-3	法曹倫理の開設	72
5-2-1	履修選択指導等	74
5-2-2	履修登録の上限	77
第6分野	授業	78
6-1-1	授業計画・準備	78
6-1-2	授業の実施	81
6-2-1	理論と実務の架橋	85
6-2-2	臨床教育	89
第7分野	法曹に必要な資質・能力の養成	96
7-1-1	法曹養成教育	96
第8分野	学習環境	100
8-1-1	施設・設備の確保・整備	100
8-1-2	図書・情報源の整備	105
8-2-1	学習支援体制	109
8-2-2	学生へのアドバイス	113
8-2-3	カウンセリング体制	117
8-2-4	国際性の涵養	119
8-3-1	クラス人数	121
8-3-2	入学者数	123
8-3-3	在籍者数	124
第9分野	成績評価・修了認定	126
9-1-1	厳格な成績評価基準の設定・公開	126
9-1-2	成績評価の厳格な実施	129
9-1-3	成績評価に対する異議申立手続	133
9-2-1	修了認定基準等の設定・開示	135
9-2-2	修了認定等の適切な実施	137
9-2-3	修了認定に対する異議申立手続	138

第4 その他	139
---------	-----

第1 法科大学院の基本情報

1. 大学（院）名 関西学院大学大学院
2. 法務博士が授与される大学院課程の名称 司法研究科法務専攻
3. 開設年月 2004年4月
4. 当該大学院課程の教学責任者

氏名 豊川義明
所属・職名 司法研究科・教授（研究科長）
自己評価・FD委員会コンビーナ
連絡先 〒662-8501
西宮市上ヶ原一番町1-155
関西学院大学大学院司法研究科
電話：0798-54-6339

5. 認証評価対応教員・スタッフ

- ①氏名 亀井尚也
所属・職名 司法研究科・教授
役割 自己評価・FD委員会サブ・コンビーナ
連絡先 同上
- ②氏名 西尾幸夫
所属・職名 司法研究科・教授
役割 研究科長室委員会委員・教務学生委員
連絡先 同上
- ③氏名 川崎英明
所属・職名 司法研究科・教授
役割 研究科長室委員会委員・教務学生委員
連絡先 同上
- ④氏名 松井宏興
所属・職名 司法研究科・教授
役割 研究科長室委員会委員
連絡先 同上

- ⑤氏名 松 井 幸 夫
所属・職名 司法研究科・教授
役割 研究科長室委員会委員
連絡先 同上
- ⑥氏名 荒 川 雅 行
所属・職名 司法研究科・教授
役割 自己評価・FD委員会委員
連絡先 同上
- ⑦氏名 丸 田 隆
所属・職名 司法研究科・教授
役割 自己評価・FD委員会委員
連絡先 同上
- ⑧氏名 曾 和 俊 文
所属・職名 司法研究科・教授
役割 自己評価・FD委員会委員
連絡先 同上
- ⑨氏名 山 田 到史子
所属・職名 司法研究科・准教授
役割 自己評価・FD委員会委員
連絡先 同上
- ⑩氏名 安 井 宏
所属・職名 司法研究科・教授
役割 前研究科長
連絡先 同上

第2 自己点検・評価報告書作成のプロセス

1. 2007年度自己評価・FD委員会（委員：◎安井 宏研究科長・教授、亀井尚也教授、荒川雅行教授、曾和俊文教授、丸田 隆教授、山田到史子准教授）は、2007年4月25日の自己評価・FD委員会（以下委員会という）において、認証評価の2008年6月23～27日での現地調査実施と認証評価実施に関する覚書の内容を確認し、日弁連法務研究財団と調整を開始した。そして、2007年5月16日に直接財団と打ち合わせを行い、2008年6月23日～25日での現地調査実施の確定と覚書の締結を行った。また、2007年6月27日の委員会においては、教員に成績評価の記録・保管についての依頼を決定し、トライアル評価を行っていない評価項目である入学者選抜、成績評価については、それぞれ7月に入試検討委員会、教務関係委員会に自己点検・評価報告書の原稿作成を依頼することを決定した。

9月26日の委員会では、認証評価にあたり準備しなければならない事項について確認がなされ、学習環境、教育環境、研究環境などの実態を調べるため、学生および教員アンケートを実施することを決定した。加えて、トライアル評価における評価機関の改善提案・助言・参考意見について確認を行った。11月14日には、アンケート内容の検討を行った。

12月12日には、研究科長、教務学生委員、研究科長室委員、自己評価・FD委員会委員（5人）、教務関係委員会コンビーナ、入試検討委員会コンビーナおよび事務局の出席を得て財団による自己点検・評価報告書作成要領説明会を実施し、説明会後の委員会において作成分担の検討を行い、分担を決定した。

2. 2007年12月12日の自己評価・FD委員会において決定した自己点検・評価報告書の作成分担と作成手順は、研究科長室委員会を経て、12月19日の教授会で正式に決定し、2008年1月9日に正式な依頼を行った。

なお、先述したように、入学者選抜、成績評価の項目については、すでに2007年7月にそれぞれ入試検討委員会、教務関係委員会に作成を依頼した。

3. 本法科大学院の学生および授業担当教員（非常勤教員を含む）に対して「学生の学習環境に関するアンケート」、「教員の教育研究環境に関するアンケート」を

行ったが、学生アンケート、教員アンケートとも2008年2月9日に依頼し、いずれも事務局で回収を行った。

4. 執筆担当者から提出された自己点検・評価報告書の原稿は2008年2月27日、3月12日の自己評価・FD委員会および委員間のメールで鋭意検討し、必要な加除訂正を行い、原案を研究科長室委員会に提出した。

5. 研究科長室委員会において、3月18日、21日、4月1日に自己点検・評価報告書原案の検討を行い、4月9日の教授会に提案し承認された。その後の細部の修正等は研究科長室委員会に一任され、4月16日、23日の委員会で最終確認を行い、25日の関西学院評価推進委員会で承認され、法務研究財団へ提出した。

第3 自己点検・評価の内容と結果

第1分野 運営と自己改革

1-1-1 法曹像の周知

(評価基準) 養成しようとする法曹像を明確にし、関係者に周知していること。

1. 現状

(1) 養成しようとする法曹像

本法科大学院は、法曹三者という高度専門職業人の養成に特化した専門職大学院として、専門的な知識を修得するとともに、豊かな人間性や責任感、高度な倫理観を養い、社会に貢献しうる法曹を養成することにより、21世紀の法曹界を支えていくことを理念とする。この理念のもと、「企業法務に強い法曹」、「国際的に活躍できる法曹」、「人権感覚豊かな市民法曹」の養成を目指している。そして、この3つの法実務のいずれの分野においても、一般的に要求される法曹としての基本的能力や資質を十分に養成しつつ、法的問題の多様化・専門化・国際化に対応できる能力を持ち、さまざまな局面や過程において、スクール・モットーである《Mastery for Service》を体現し、社会に貢献しうる法曹を養成することを目的とする。

この理念の具体化として、文部科学省の形成支援プログラム「模擬法律事務所による独創的教育方法の展開」(2004年4月から2007年3月)において、3回の国際シンポジウムと1回の国内シンポジウム等を開催するなかで、「法曹と正義」「よき仕事 (Good Work)」をキーワードにして本法科大学院内での議論を深めてきた。この点において、「法曹のマインド」がいかなる教育のなかで形成されるかについての意見交換をすすめてきた。

(2) 法曹像の周知

ア. 学生への周知

「関西学院大学大学院要覧」において、「理念・目的・教育目標」を掲載し、入学前ガイダンス(2007年度は3回開催)、入学後のオリエンテーションおよび毎年開

催している学生との意見交換会（直近では2008年2月8日）でも説明し、周知をはかっている。また、履修科目選択・進路選択等の指導・助言や学生に対する講演会などを通じての周知にも留意している。

イ. 教員への周知

本法科大学院の多くの教員（みなし専任教員を含む全専任教員34名中27名）は、本法科大学院開設のための設立準備委員会やカリキュラム検討会議に参加し、本法科大学院の理念や教育内容について議論を重ねてきているので、十分に周知されている。また、開設後に赴任した教員についても、教授会やカリキュラム委員会、自己評価・FD委員会等の議論を通じて十分に周知されている。

さらに、文部科学省の形成支援プログラムに採択された「模擬法律事務所による独創的教育方法の展開」および同教育推進プログラム「先進的シミュレーション教育手法の開発」の実施にともなう研究活動（研究会、シンポジウム等）においても本法科大学院で養成しようとする法曹像について常に議論されている。

ウ. 入学志望者等学外の者に対する周知

本法科大学院ホームページ^①、パンフレット^②において「理念・目的・教育目標」を掲載し周知をはかっている。また、学内・学外の説明会に積極的に参加し、基本方針を伝え、周知をはかっている。

また、形成支援プログラムでは、第1回国際シンポジウム「正義は教えられるか」（2005年3月）、第2回国際シンポジウム「模擬法律事務所はロースクールを変えるか」（2006年6月）、第3回国際シンポジウム「よき法曹を育てる」（2006年10月）、および国内シンポジウム「変わる専門職教育」（2005年10月）を実施し、この成果を出版した（いずれも関西学院大学出版会）。^③

① 法科大学院ホームページ http://www.kwansei.ac.jp/law_school/

② 資料1 関西学院大学法科大学院（パンフレット）

③ 資料2 『正義は教えられるか—法律家の社会的責任とロースクール教育—』

資料3 『模擬法律事務所はロースクールを変えるか—シミュレーション教育の国際的経験を学ぶ—』

資料4 『よき法曹を育てる—法科大学院の理念とシミュレーション教育—』

資料5 『変わる専門職教育—シミュレーション教育の有効性—』

2. 点検・評価

「養成しようとする法曹像」は明確である。また、周知についても、十分になされている。

3. 自己評価

A

4. 改善計画

今後も本法科大学院の基本方針を各方面に周知することに努める。

1-2-1 自己改革

(評価基準)自己改革を目的とした組織・体制が適切に整備され機能していること。

1. 現状

(1) 組織

本法科大学院には、研究科長を委員長とした「自己評価・FD委員会」を設置している。構成員は、本法科大学院の専任教員6名である。

本委員会は、学院全体の自己点検・評価について定めた「関西学院自己点検・評価規程」で位置づけられた大学自己評価委員会に属する個別自己評価委員会である。従って、その活動は「関西学院大学自己点検・評価規程」「同細則」に定められている。^①

なお、「自己評価・FD委員会」は、2006年度まで「自己評価委員会」の名称で、現実にはFD活動と本法科大学院の自己点検・評価全般をあわせて取り組んでいた委員会を、実態に合わせて名称変更したものである。

また、同時に、「研究科長室委員会」においても本法科大学院の理念をどのように具体化・発展させていくかに関し、全般的な自己改革に向けた活動を行っているほか、「入試検討委員会」においては特に入試制度の改善に向けた活動を行っている。

(2) 活動内容

「自己評価・FD委員会」は毎月1回開催し、日常的には、各学期の最終授業時に行う授業評価アンケートの実施と分析、中間アンケート実施、授業参観とそれを受けての意見交換会開催、科目担当者会議開催、FDニュースの発行、外部講師を招いての講演会・研修会の開催、未修者懇談会の開催等、FDに関する活動を主に行っている。

委員会では、これに加えて、2005年度に大学自己評価委員会が全学的に行った自己点検・評価の一環として本法科大学院の自己点検・評価を行い、報告書にまとめた。

なお、自己点検・報告書については、「関西学院大学自己点検・評価規程」

^① 資料6 「関西学院大学自己点検・評価規程」

資料7 「関西学院大学自己点検・評価規程細則」

第 11 条において、公表することを定めている。また、2006 年には、(財)日弁連法務研究財団のトライアル評価を受けた際に、本法科大学院の状況について全般的に分析して自己点検・評価報告書にまとめたほか、トライアル評価で特に指摘された点について事後的検討を加え、教授会等に問題提起を行った。このトライアル評価の折にも、また今回の本評価の準備にあたって、当委員会において全教員に対する教育・研究環境に関するアンケートと、学生に対する学習環境に関するアンケートを実施して、問題点の把握に努めた^①。

加えて、成績評価基準について、自己評価委員会（当時）が 2005 年 10 月に各教員に対するアンケートを実施し、その結果を分析したうえで、2006 年 3 月に、成績評価の分布割合の目安、成績評価の構成要素の説明・提示、再試験の存在意義・採点基準等について、提案^②としてまとめた。その後、この提案が端緒となり、教務関係委員会が中心となって成績評価の厳格化と成績評価基準の明示の方向での改革がなされ、また再試験は種々の議論を経たうえで、必ずしも教育上の効果が上がらないとして廃止することになった。

本委員会のこれらの活動とは別に、研究科長室委員会においても、教授会における議論や意見、学生から意見箱に寄せられる意見に対する対応、学生の中に出てきている予備校指向に対する対応等を通して、自己改革に向けた日々の活動を行っている。

また、この間入試検討委員会においては、本法科大学院の理念に沿った入試制度の更なる改善についての議論を重ねてきている。

2. 点検・評価

「自己評価・FD委員会」と「研究科長室委員会」を中心に、本法科大学院の理念を踏まえて目標と課題を明らかにする作業は着実にできており、また成績評価の厳格化と成績評価基準の明示の方向での改革については、具体的な成果があがってきている。授業評価アンケートの実施と総括も重ね、授業やカリキュラム全体の改善に向けての教員間の認識の共有も図られてきている。これらの成果については十分評価に値するものとする。

^① 資料 8 教員の研究教育環境に関するアンケート結果

資料 9 学習環境に関するアンケート結果

^② 資料 10 成績評価に関する検討事項の提案

しかしながら、個々の教員は授業の準備や当面の課題の処理に追われて時間を十分にとることができておらず、本法科大学院全体の、より長期的な視野に立った自己改革を系統的に追及し、積極的に提言するまでには至っていない。

3. 自己評定

B

4. 改善計画

自己評価・FD委員会を中心に、今後も着実な活動を推し進めつつ、あるべき法科大学院制度の理念と本学の建学精神を絶えず頭に置きながら、より積極的な提言と実行を目指した活動をしていく。その際に、外部委員を招いて意見を聞く等の方法も検討に値すると考えている。

1-3-1 情報公開

(評価基準) 教育活動等に関する情報を適切に公開し、学内外からの評価や改善提案に適切に対応していること。

1. 現状

(1) 開示されている情報の範囲

本法科大学院ではホームページ (http://www.kwansei.ac.jp/law_school/)、パンフレット^①、説明会等を通じて以下の情報を開示し発信している。

- ア. 本法科大学院について (研究科長からのメッセージ、理念・目的・教育目標、養成する法曹像、特色、概要、施設・設備)
- イ. 教育内容 (科目群の概要、修了要件、教育課程表、修了までの流れ、授業方法について、シラバス、授業時間割、学習サポート、成績評価・試験)
- ウ. 教員紹介
- エ. 入学試験 (流れ、概要、スケジュール、結果、過去問題)
- オ. 学費・奨学金
- カ. 改善に向けての取り組み (FD活動、トピックス)
- キ. 受験生への情報発信 (入試説明会・進学相談会、修了生の声、在学生の声、司法試験関連リンク、よくある質問)
- ク. 入学予定者 (合格者) への情報発信 (入学前ガイダンス、下宿について、教員からのメッセージ、入試成績)
- ケ. 在学生への情報発信 (休講情報・補講情報、教室変更、担当教員からのお知らせ、研究科からのお知らせ、オフィスアワー、クラス担任制度、教学補佐制度、文章力アップ講座、各種フォーム、法情報検索データベースリンク、年間スケジュール、授業科目別成績統計表、全授業科目の授業評価アンケート結果と教員へのアンケート結果)
- コ. 修了生への情報発信 (住所変更、各種証明書発行、修了生へのサポート)
- サ. その他 (各種ニュース、修了後の進路、科目等履修者制度、SC (Simulated Client: 模擬依頼者) 研究会、文部科学省採択事業、無料法律相談、資料請求、

^① 資料1 関西学院大学法科大学院 (パンフレット)

授業評価アンケート全体集計結果など)

(2) 開示の方法

- ア. 上記在学生の授業科目別成績統計表、全授業科目の授業評価アンケート結果と教員へのアンケート結果以外は、全ての情報について、ホームページに掲載して外部にも開示している。ただし、上記(1)のケ・コについては、パスワードによる管理をし、特定者（在学生、修了生）のみに開示している。
- イ. また、(1)のア～オは、毎年発行する本法科大学院のパンフレットにおいても一般に開示している。
- ウ. 加えて、積極的に学内外の説明会（外部業者による入試説明会、学内での説明会、教育懇談会への参加、など）に参加し、情報開示を行っている。
- エ. 2007年度入試より入試成績を開示しているが、郵送による開示の方法をとっている。
- オ. 在学生には、(1)イオケについて、勉学と学生生活に必要な情報を詳述した「Study Information」^①と「シラバス集」^②を毎年発行し、配付している。

(3) 学内外からの質問や提案があった場合の対応

- ア. 学内外からの質問等への対応については、通常は、まず司法研究科事務室の事務職員が対応する。ほとんどはこの段階で解決するが、解決できない案件については研究科長室委員会で対応を検討して、必要な場合にはその措置をとるとともに、質問者等に回答している。
- イ. 学生からの質問については、教員や事務室で受けることは勿論であるが、「意見箱」を設置しており、月毎に研究科長室委員会で対応を検討している。意見箱への意見とそれに対する対応、回答は掲示するとともに、いつでも過去の分を閲覧できるようファイルにまとめて閲覧に供している。ホームページでも在學生に開示している。
- ウ. 学生からの意見等を積極的に引き出すために、適宜、学生との懇談会をもち、そこで出された質問等に回答するとともに、必要な案件については研究科長室

① 資料 11 2008年度司法研究科（法科大学院）Study Information

② 資料 12 シラバス集 司法研究科（法科大学院）2008年度

委員会で対応を検討して回答している。なお、2008年度からはクラス連絡会を
発足し、学生からの意見の提出とそれへの対応をいっそう充実させる。

2. 点検・評価

- ア. 情報の公開については、本法科大学院の教育活動に直接かかわる必要な情報を広く公開するとともに、本法科大学院の理念と目標、市民とかかわり合いのある活動の情報（例えば(1)サ）を提供している。また、学生に対しては、このほか冊子等によって詳細な情報を提供し、さらに、学生の個人情報にかかわる情報については、その管理に留意しつつ必要な情報を本人に開示している。
- イ. 学内外からの意見や質問に対しては、事務職員と教員が連携して対応し、最終的には研究科長室委員会が責任をもって対応を検討し、回答するシステムが機能している。

3. 自己評価

A

4. 改善計画

- 今後とも教育のいっそうの充実と改善に必要な情報の開示を行うとともに、その充実に努める。

1-4-1 法科大学院の自主性・独立性

(評価基準) 法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。

1. 現状

(1) 本法科大学院における意思決定ルール

本法科大学院では、任期の定めのない専任教員で構成する研究科教授会において、ア. 教授・准教授・助教・講師の人事に関する事項、イ. 名誉教授に関する事項、ウ. 学位の授与に関する事項、エ. 教育課程及び授業担当者に関する事項、オ. 学生の入学、休学、退学、課程の修了等の学籍異動に関する事項、カ. 学生の資格認定及び身分に関する事項、キ. 学生の賞罰に関する事項、ク. 研究科諸規程の制定・改廃に関する事項、ケ. その他研究科に関する事項、を議決し、コ. 研究科予算案、サ. 研究科予算の配分、シ. その他研究科長が諮問する事項、を審議する。

また、全専任教員が構成員であるカリキュラム委員会を置き、上記エ. 教育課程及び授業担当者に関する事項については、その議決をもって教授会の議決としている。^①

(2) 意思決定は上記ルールに従ってなされているか

意思決定は上記のルールに従ってなされており、研究科教授会で決定された事項が大学評議会や学院理事会で覆されたことはこれまでない。

(3) 法学部との関係

本法科大学院は、法学部とは別の組織であり、本法科大学院の意思決定は法学部とはまったく別個に行われている。

2. 点検・評価

法科大学院の運営の自主性・独立性に問題はない。

^① 資料 13 専門職大学院研究科教授会規程

3. 自己評定
合

4. 改善計画
特にない。

1-4-2 学生への約束の履行

(評価基準) 法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っていること。

1. 現状

(1) 学生に約束した重要事項

本法科大学院が学則やパンフレット、Study Information、オリエンテーション等で学生に約束した重要事項は、次のとおりである。

- ア. 「企業法務に強い法曹」、「国際的に活躍できる法曹」、「人権感覚豊かな市民法曹」の養成に必要なカリキュラムの整備
- イ. 少人数教育の実施
- ウ. きめ細かい学習サポート体制の整備（オフィス・アワーの実施、教学補佐による学習指導、文章力アップ講座の開設）
- エ. アメリカのロースクールへの派遣留学制度
- オ. 学習環境の整備（専用キャレル・自習室・ロッカー等の整備）
- カ. 本法科大学院独自の奨学金制度の整備（関西学院大学法科大学院特別支給奨学金、同第1種支給奨学金、同第2種支給奨学金）

(2) 履行状況

ア. カリキュラムに記載されている科目は、担当者の病気等の場合等を除いて、ほぼ予定どおり実施している。なお、2007年度入学生からカリキュラムを改正し、行政法入門・民事裁判実務Ⅰ・刑事裁判実務Ⅰ（各2単位）を必修とし、展開・先端科目群の必要単位数を2単位削減することによって、修了必要単位数を98単位から100単位に増やしたが（民事裁判実務Ⅰ・刑事裁判実務Ⅰは、いずれか1科目が必修であった）、パンフレットや入学前ガイダンス等では、98単位と説明していたので、入学時点では変更されていた。また、2008年度からは在生学生も含めて、再試験を廃止し、修了要件のうち必要単位数の内訳を変更したが、この点も入学前の説明からは変更された結果となっている。

- イ. 少人数教育については、法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目では実施されているが、展開・先端科目の一部には受講者が多く、少人数教育とはいえない科目があった。
- ウ. きめ細かい学習サポートについては、約束通り実施している。
- エ. アメリカのロースクールへの派遣留学制度は約束通り実施されているが、日本の司法試験の合格率が当初予定より極端に低下した結果、希望者が少なく、実際にこの制度を利用したのは1名だけである。
- オ. 学習環境の提供は約束通り実施している。
- カ. 本法科大学院独自の奨学金制度の整備については、約束通り実施している。

(3) 問題となる事項とその対応策

- ア. 修了必要単位数の増加は、より学習効果を高める（行政法入門）、あるいは法曹として最低限度必要な知識を習得させる科目（民事裁判実務Ⅰ・刑事裁判実務Ⅰ）を必修にするという観点からなされたものである。また、再試験の廃止は、①授業日程の確保と期末試験までに復習の時間を保証するための時間を与えることができること、②再試験を実施しても、期待される程の学力の向上がみられないことがある、等の理由による。ともにより良い教育のためのものであると考えパンフレット等や入学時の説明に反するが実施した。しかし、学生からの希望もあり、学生との懇談会を実施し（2008年2月8日）、趣旨を説明して理解を得られるように努めた。

なお、修了必要単位の100単位を削減することは、今後の課題としたが、展開・先端科目の修了必要単位数を24単位から20単位に削減するとともに、全体から選択できる単位数を2単位から6単位に増加することによって履修の柔軟化を図る措置をとることとし、その旨を説明する文書を学生に配付し、理解を得られるよう努めた。

- イ. 受講者が多く、少人数教育の理念に反する結果となっている科目（法女性学、現代家族法、倒産処理法等）については、複数クラス開講の措置をとってきている。

2. 点検・評価

パンフレットやガイダンス等で学生に説明したことは、ほぼ実施されている。

しかし、カリキュラムについては、担当者の病気等による一部不開講科目があったこと、展開・先端科目の一部に受講者が多く、少人数教育とはいえない科目があったこと等は問題である。

なお、修了必要単位数の増加や再試験の廃止は、より良い教育と成績評価の厳格化のために必要であると考え実施したものであり、必ずしも約束の不履行にはあたらないと考えるが、不満を持つ学生もいるため、学生への説明・説得に努めた。

3. 自己評定

合

4. 改善計画

不開講科目や少人数教育の理念に反する受講者数の科目を無くすように努める。また、カリキュラムの改正にあたっては、これからも事前に説明会を開いたりして、十分に学生の理解を得られるようにする。

1-5-1 特徴の追求

(評価基準) 特徴を追求する取り組みが適切になされていること。

1. 現状

本法科大学院は、スクール・モットーである《Mastery for Service》を体現する、豊かな人間性を備えた「企業法務に強い法曹」、「国際的に活躍できる法曹」、「人権感覚豊かな市民法曹」の養成を目的としている。この目的実現のために、以下の取り組みを行っており、これらが本法科大学院の追求する特徴である。

(1) 多彩な授業科目の開講

上記3分野の法曹養成に対応できるように、展開・先端科目群に3つの法分野に関する多彩な科目(「企業法務科目」、「国際関係科目」、「現代社会と法関係科目」としてそれぞれ15科目以上)を設置している。

(2) 多くの実務家教員

法曹養成を目的とする専門職大学院として、実務家の観点からの教育は不可欠であり、可能な限り多くの実務家教員を招聘し教育にあたっている。2008年度では、みなし専任教員を含む全専任教員34名中実務家教員は18名であり(派遣裁判官1名を含む)、過半数が実務家教員である。また、非常勤・兼任教員を含めれば、実務家教員は40名であり、全教員84名中の約半数である。

(3) 少人数教育

教育効果を高めるために、可能な限り複数クラスを開講して少人数教育を実施している。たとえば、2008年度では、1年次の法律基本科目は2クラス(1クラス30名程度)、2年次の法律基本科目(行政法を除く)は6クラス(1クラス15名~20名)、また、2年次の実務基礎科目の「民事ローヤリングI」は11クラス(1クラス10名程度)を開講している。

(4) 国際的に活躍できる法曹

「国際的に活躍できる法曹」を養成するため、アメリカのロースクールへの派遣留学制度を整備するとともに、国際化時代に備えて「英米法総論」(2単位)を必修としている。また、特別入試制度を活用し、外国語に強い学生の入学を図っている。加えて、帰国した留学生による報告会を開催し、留学希望者の増加を図

っている。

(5) 豊かな人間性の涵養

「豊かな人間性」を涵養するために、スクール・モットーである《Mastery for Service》（「奉仕のための練達」）の理念をさまざまな教育の場で追求し、「正義」や「よき法曹」についての研究・議論を、次項で述べるプログラムの中で行うとともに、それを公表し、学生に対しても入学時や学生との意見交換会や懇談会のほか、授業での実践を通して積極的に提起してきている。また、基礎法学・隣接科目群の修了必要単位数を6単位として幅広い学習を求めるとともに、毎週1回行われるチャペルへの参加を促している。市民ボランティアからなる模擬依頼者（SC）の授業への参加や彼らとの交流によって市民感覚を身につける機会も重視している。

(6) 文部科学省採択事業による「よき法曹」育成プログラム

文部科学省の形成支援プログラムに採択された「模擬法律事務所による独創的教育方法の展開」（2004～2006年度）および同教育推進プログラムに採択された「先進的シミュレーション教育手法の開発」（2007～2008年度）で「よき法曹」育成のためのさまざまな研究活動や試みを行っている（「正義は教えられるか」「よき法曹を育てる」といったテーマの国際シンポジウム^①、面接交渉権を素材とするアメリカのロースクールとのワークショップ、模擬依頼者の活用等）。

(7) 講演会

人権感覚豊かな市民法曹、豊かな人間性を養成するために、先輩法曹を招いて講演会を実施している（神谷誠人弁護士「被害者が私に教えてくれたもの～ハンセン病国賠訴訟活動を中心に～」（2007年4月25日）、滝井繁男元最高裁判事・弁護士「法曹を志す人達へ」（2007年5月9日））。

2. 点検・評価

以上の本法科大学院が追求する取り組みは明確であり、かつ適切に実施されている。とくに、上記（4）の派遣留学制度については、制度を利用して標準修了年限で修了することが困難な状況の中、3年半の在学で1名の修了者を出してい

^① 資料2 『正義は教えられるか—法律家の社会的責任とロースクール教育—』
資料4 『よき法曹を育てる—法科大学院の理念とシミュレーション教育—』

る。(5)の「豊かな人間性の涵養」については、学生との対話などを通して不断の努力を積み重ねてきている。また、(6)については、模擬依頼者の活用等、わが国の法曹養成教育における最先端の試みを行っている。もともと、(3)の少人数教育の点では、展開・先端科目群の一部で少人数とはいえない科目もあり、課題として残っている。

3. 自己評定

A

4. 改善計画

特にない。

第2分野 入学者選抜

2-1-1 入学者選抜基準等の規定・公開

(評価基準) 適切な学生受入方針、選抜基準及び選抜手段が明確に規定され、適切に公開されていること。

1. 現状

(1) 学生受入方針

法科大学院は、高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養う専門職大学院として、法曹養成のための教育を行うことを目的としており、本法科大学院では、その目的を達成するため、「本学の建学の精神《Mastery for Service》」を体現し、「社会に貢献する法曹を養成する」という理念に共鳴し、法曹になろうという強い意志と意欲、および法曹になるための素養を持ったものを選抜するために「一般入試（法学既修者）」「一般入試（法学未修者）」「特別入試」の3種類の入学試験を実施している。

「一般入試（法学既修者）」は、ロースクールにおいて必要とされる法学の基礎的な学識を有する者で、2年間での修了を希望する者を対象とし、「一般入試（法学未修者）」は、3年間での修了を希望する者を対象としている。「特別入試」は本学の特徴的な入試形態で、幅広い分野において顕著な活動を行った者や、専門的な能力・資格を有する者などで、将来法曹になった時にその特徴を十分に生かし、社会的に寄与する活動が期待できる者を対象にした選抜形態であり、多様な入学生の受入が期待できる。いずれの入試形態も通常の大学院受験資格と同じであり、出身学部などにかかわらず受験が可能であり、公平性は保たれている。

これら入試の基本方針は、6月に頒布する「入学試験要項」^①に記載することで周知しており、公開性が確保されている。ホームページ^②にも掲載しており、説明会などにおいても開示している。

① 資料14 2008年度ロースクール入学試験要項

② 関西学院大学法科大学院ホームページ http://www.kwansei.ac.jp/law_school/

(2) 選抜基準

「一般入試」の第1次選考は書類審査で、基本として適性試験成績と学部成績の客観的な数値に、既修者は旧司法試験短答式の合格、外国語能力、未修者は外国語能力による加点により合否判定をしている。志望理由書、経歴書、推薦状などの提出は不要であり、判定の要素としていない。その他の要素（寄付金、縁故関係、本学出身者、等）も一切考慮していない。第2次選考も筆記試験（既修者は専門科目7科目、未修者は論文）の成績に第1次選考の成績を合計して合否判定をしている。このような判定方式のため、恣意的なものが入る余地はない。この公平性の確保は、希望者には受験した入試の全成績を開示していることから明らかである。

「特別入試」はその選考形態の性格上、志望理由書、経歴書の提出を求め、第1次選考は適性試験成績と特性評価による合否判定を行い、第2次選考は筆記試験（未修者と同じ論文試験）の成績に面接の評価と1次選考の成績を合計して合否判定を行っている。特性評価は入試実行小委員会で、面接評価は3人の面接員により決定している。

いずれの入試形態も、第1次選考で合格した者のみが第2次選考の受験資格がある。

ただ、合否判定は総合点により判断するが、総合点では要素の一つが極端に悪い場合でも合格基準を上回ることもあるため、第1次選考では、すべての入試形態で「適性試験の成績が著しく不良のときは不合格となる場合があります」、第2次選考では、既修者は「適性試験の成績が著しく不良の者や、成績の極端に悪い科目がある者は不合格となる場合があります」、未修者、特別は「適性試験の成績が著しく不良のときは不合格となる場合があります」としている。このことは入試要項に記載している。

その他、出願手続や配点等の詳細は入試要項に記載している。

近年の入試制度・基準等の変更は次のとおりである。

「一般入試（法学既修者）」では、2008年度入試から第2次選考の試験科目に行政法を加え、「一般入試（法学未修者）」では、2009年度入試より第2次選考の判定における論文試験成績の重みを増加させるため、試験時間を120分から150分に変更し、配点を200点から300点に増加する。これに伴い、同じ論文試験を

課している「特別入試」も試験時間を120分から150分に変更し、配点を100点から150点に増加する。これは、長文読解力、論理的分析能力、文章能力をより重視し、高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養成するために、その素養を持った者を選考できるようにするためである。

加えて、2009年度入試より、「一般入試（法学既修者）」「一般入試（法学未修者）」での英語能力の加点対象基準をTOEIC700点相当以上から800点相当以上に引き上げ、「一般入試（法学既修者）」における旧司法試験短答式合格による加点を、第1次選考では10点から5点に、第2次選考では30点から20点に引き下げ、合格判定における割合を減らした。また「特別入試」の外国語能力出願資格の英語能力の最低点を、すぐれた英語能力という観点からTOEIC815点相当以上から860点相当以上に引き上げた。その他「一般入試（法学既修者）」の第2次選考（筆記試験）の択一式試験の試験時間を120分から100分に変更した。

募集定員については、既修者の学力状況を鑑み、2007年度入試より、「一般入試（法学既修者）」を75名から60名に、「一般入試（法学未修者）」を35名から50名に変更した。

（3）選抜手続の内容

選抜手続は、「一般入試（法学既修者）」「一般入試（法学未修者）」「特別入試」の3入試形態のいずれも、第1次選考で合格した者が第2次選考を受験することができる。

第1次選考、第2次選考いずれの場合も、受験者の成績データをもとに、まず入試実行小委員会で合否判定案を作成し、それを研究科長室委員会で検討のうえ教授会に提案し、審議、決定する。

（4）受け入れ方針等の公開

受け入れ方針、選抜基準等については、6月に頒布する「入試要項」で開示しているが、それ以外に、ホームページ、パンフレット、各種説明会などで開示している。

採点基準と合否判定基準の一部以外はすべて開示している。また、第1次選考出願状況、第1次選考結果、第2次選考結果、入学者の概要をホームページで開

示している。第2次選考結果では合格最低総点を公表し、各科目の最高点、最低点、平均点も公表している。個人の成績開示請求制度も実施している。

2. 点検・評価

採点基準と合否判定基準の一部を除いて、受入方針、選抜基準、選抜手続などは開示しており、その受入方針も明確で、かつ基本方針に適合していると考えられる。また、恣意的なものを排除した選抜方式における選抜基準、選抜手続は公平、公正である。加えて、入試結果の開示も各段階においてはできるだけ適時に実施しており適切である。入試成績開示も積極的に取り組んでいる。

入試制度は「入試検討委員会」で分析し、検討が加えられ、改善されている。また、実施上の課題は「入試実行小委員会」で検討し、対応している。

3. 自己評定

A

4. 改善計画

入試検討委員会での分析、検討を今後も続け、研究科全体で議論していく。

なお、「一般入試（法学既修者）」第2次選考（筆記試験）の択一式試験（4科目）は、十分な能力を判断することでの問題があると思われ、論述式への変更を検討中である。また、面接の実施についても検討中である。

2-1-2 入学者選抜の実施

(評価基準) 入学者選抜が、入学者選抜の基準及び手続に従って適切に実施されていること。

1. 現状

本法科大学院の入学者選抜は、2-1-1に示したように公正さ、公平さを念頭においた方法であり、実施において恣意的なものが入る余地はない。加えて、ア. 実施は入試実行小委員会が管轄し、大学の一般入試に準じた厳密な方法で行っている、イ. 教員の親族など関係者が受験する際には、出題・採点者から外し、試験監督についても当該受験生の会場から外している、ウ. 出題・採点にあたっては、入試実行小委員会が出題、採点依頼を行い、提出された問題の検討をメンバーのみが扱い、機密を保持している、エ. 実施にあたっては「試験監督の手引き」を作成し、各試験場の運営に相違が起こらないようにしている、オ. 採点は受験番号、氏名が分からないようにして採点をしている、カ. 合否判定においては、受験番号、氏名を伏せて行っている、キ. 各段階の合格判定は、入試実行小委員会→研究科長室委員会→教授会の順で審議される、などの措置をとっている。

もちろん、出題、採点、面接の前には、必ずそれぞれの担当者に対する説明会を開催して基準などの統一をはかっている。

また、公平性、公正性を担保する意味でも、最終合格発表後に成績開示請求に応じており、請求者にはすべての入試科目の成績を開示している。加えて、第1次選考出願状況、第1次選考結果、第2次選考結果、入学者の概要をホームページで公開している。

なお、2008年度入学者選抜において、「一般入試（法学未修者）」の第2次選考（筆記試験）において、問題冊子の一部に乱丁があり、後日、1受験生からクレームがあった。

試験当日は入試実行本部の判断で適切に対応し、後日ホームページに研究科長名の謝罪文を掲載した。

2. 点検・評価

本法科大学院の入学者選抜は、入試制度そのものが基本的に適性試験成績と学部成績（特別入試は特性評価）による書類審査と筆記試験の点数のみによる判定（特別入試は面接評価あり）であることに加え、実施にあたっては入試実行小委員会が管轄し、秘密の保持、公平性、公正性に努めている。

すべての基準内容、手続内容、入試成績などを開示しており、基準及び手続に従って適切に実施している。

したがって、本法科大学院の入学者選抜は、あらかじめ定められた入学者選抜基準・選抜手続に従って、公正かつ公平に実施している。

3. 自己評定

合

4. 改善計画

問題冊子に乱丁があったことについては、チェック機能を強化して再発を防止する。

2-2-1 既修者選抜基準等の規定・公開

(評価基準) 適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位の認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開されていること。

1. 現状

(選抜基準・手続、既修単位の認定基準・手続の内容)

本法科大学院では、入学試験において「一般入試（法学既修者）」を実施し、既修者の認定を行っている。「入試要項」^①に選抜基準・手続を公開している。選考は、第1次選考が適性試験成績と学部成績による書類選考、第2次選考は法律専門科目（憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法）の筆記試験である。第1次選考に合格した者だけが第2次選考を受験することが出来、最終合格判定は、第1次選考と第2次選考の合計点による上位からの判定である。

本試験で入学した者には、本学専門職大学院学則第16条に定めるところにより、1年次の必修科目（英米法総論を除く）の30単位を修得したものとして単位認定し、在学期間を1年間短縮して課程を修了できる方式を採用している。募集定員は60名である。

なお、合否判定が総合点のみの判定であるため、一つの科目の成績が0点であっても合格するケースがあった。そのため、いずれかの科目で成績が悪い場合は不合格とするよう内部基準を作成し、合否判定を行っている。^②これについて入学試験要項には「成績の極端に悪い科目がある者は不合格となる場合があります」と記している。

また、2008年度入試から第2次選考の科目に行政法を加え、既修者選考の基準をより厳密にし、高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養う法曹養成の専門職大学院として、その素養を持った者を選考できるようにした。

加えて、「一般入試（法学未修者）」にも適用している英語能力の加点対象基準をTOEIC 700点相当以上から800点相当以上に変更するとともに、旧司法試

^① 資料14 2008年度ロースクール入学試験要項

^② 資料15 2005年度第11回教授会資料「2007年度のロースクール入試について」

験短答式試験合格による加点を第1次選考では10点から5点に、第2次選考では30点から20点に変更した。

(開示媒体と開示時期)

6月に頒布する「入学試験要項」は勿論、パンフレットならびにホームページ、各種説明会などにおいて開示している。採点基準と合否判定基準の一部以外はすべて開示しており、受験した入試の全入試科目の成績を希望者に開示している。

また、第1次選考出願状況と第1次選考結果、第2次選考結果、入学者の概要をホームページで開示している。

2. 点検・評価

法学既修者選抜、既修単位認定の基準・方法については問題ない。

なお、上述したように、総合点での合否判定であったため1科目が0点であっても合格するケースがあったが、現在は1科目でも極端に成績が悪い科目がある場合には不合格とする方式を採用し、受験生にも入試要項で周知している。

ただ、試験を実施している7科目のうち、4科目は択一式で実施しており、当該科目の既修者としての能力判定として十分かどうか検討の余地がある。

3. 自己評定

B

4. 改善計画

第2次選考における択一式試験（4科目）は、既修者としての能力判定を十分に行うことができるかどうか検討の余地があり、すべての科目を論述式にすることを検討中である。また、現在、入学時に一括して30単位を認定しているが、いずれかの科目の成績が不良の者については、一括認定するか否か検討する必要がある。しかしながら、入学後のクラス編成、時間割との関係など、いくつかの問題がある。

2-2-2 既修者選抜の実施

(評価基準) 法学既修者の選抜及び既修単位の認定が、所定の選抜・認定の基準及び手続に従って適切に実施されていること。

1. 現状

	2006 年度		2007 年度		2008 年度	
	入学者数	うち法学 既修者数	入学者数	うち法学 既修者数	入学者数	うち法学 既修者数
学生数	130 名	71 名	146 名	81 名	85 名	28 名
学生数に対する割合		54.6 %		55.5%		32.9%

(既修者認定・既修単位認定の実施)

2-2-1で記したとおり、既修者の選考は「一般入試(法学既修者)」により行い、既修者認定・単位認定を定められた基準・手続に従って実施している。

入学試験は、第1次選考が適性試験成績と学部成績での書類選考、第2次選考は、法律専門科目(憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法)の筆記試験である。

本試験で入学した者は、本学専門職大学院学則第16条に定めるところにより、1年次の必修科目(英米法総論を除く)30単位を修得したものとして単位認定し、在学期間を1年間短縮して課程を修了できる方式を採用している。

2. 点検・評価

既修者認定・既修者単位認定を、定められた基準・手続にしたがって公平かつ公正に実施している。

3. 自己評定

合

4. 改善計画

特にない。

2-3-1 入学者の多様性の確保

(評価基準) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること。

1. 現状

(他学部出身者の定義)

法学系の学部・学科以外の学部・学科出身者。

(実務等経験者の定義)

大学卒業後、給与、賃金、報酬、その他経常的な収入を目的とする仕事の経験者で、主婦、主夫を含む。主に受験勉強をしており、その傍らアルバイトをしていたという場合は除く。この定義は、一般的に社会人と呼ばれる者を想定した。

(他学部出身者及び実務等経験者の人数)

	入学者	実務等経験者	他部出身者(実務等経験者を除く)	実務等経験者又は他学部出身者
入学者数 2008年度	85名	25名	8名	33名
合計に対する割合	100.0%	29.4%	9.4%	38.8%
入学者数 2007年度	146名	27名	31名	58名
合計に対する割合	100.0%	18.5%	21.2%	39.7%
入学者数 2006年度	130名	33名	21名	54名
合計に対する割合	100.0%	25.4%	16.2%	41.5%
3年間の入学者数	361名	85名	60名	145名
3年間の合計に対する割合	100.0%	23.5%	16.6%	40.1%

2. 点検・評価

2006年度、2007年度、2008年度のいずれも3割以上となっており問題ない。

本法科大学院は、入学試験において「一般入試(法学既修者)」の他に「一般入試(法学未修者)」「特別入試」を実施している。「一般入試」における第1次

選考は、公平性、開放性、多様性を確保する意味から、適性試験の成績と学部成績のみで判定している。すなわち、出身学部、実務経験などは一切判断材料としておらず、また、志望理由書、推薦書、経歴書も一切提出不要としており、幅広い分野の人材の受験を促している。他方、「特別入試」は、幅広い分野において顕著な活動を行った者や、専門的な能力、資格を有する者などを対象としており、将来法曹になった時にその特長をいかし、社会に寄与する活動が期待できる者を積極的に入学させようとするものであり、より一層幅広い分野の人材確保を目指している。

加えて、「一般入試」においても、英語能力が一定以上の者には加点をしており、このことも幅広い人材を集める狙いがある。

受験人口が最も多い東京で会場を設けていることも、広く人材を集めたいためでもある。

なお、募集定員も、開設当初「一般入試（法学既修者）」75名、「一般入試（未修者）」35名、「特別入試」15名であったが、現在、それぞれ60名、50名、15名としており、法学系学部出身者以外の者の確保を目指している。

3. 自己評定

合

4. 改善計画

特にない。

第3分野 教育体制

3-1-1 専任教員の数

(評価基準) 専任教員が12名以上おり、かつ学生15人に対し専任教員1人以上の割合を確保していること。

1. 現状

学生の収容定員は375名で、みなし専任教員を含む専任教員総数は34名(派遣裁判官1名を含む)である。内訳は、専任研究者教員が16名、専任実務家教員が7名、みなし専任教員が11名となっている。研究者教員と実務家教員がほぼ半数ずつであり、理論と実務の架橋を行うために十分な体制をとっている。

2. 点検・評価

(1) 専任教員の適格性

研究者教員は50歳代が中心で、長年、法学部等での教育に携わっていた教員が就任している。また、多くの研究者教員が博士課程後期課程の指導教授を経験しており、該当分野について高度の法学専門教育を行うにふさわしい教育歴を持っている。研究面においては、多忙を極めるロースクールでの教育活動と並行して研究活動を進めるのは困難であるが、テキストや論文等の執筆を積極的に行っている教員も少なくない。

実務家教員は、みなし専任教員の専任講師1名を除き全員5年以上の実務経験があり、修習生や後輩法曹の指導経験を持つ教員も多数存在し、担当授業科目を教えるための十分な知識と実務経験を有している。^①

なお、設置認可後の採用については「専門職大学院教員任用規程」ならびに「司法研究科教員選考基準内規」^②に従って、候補者が担当科目について適格であるかどうかについて、研究業績・教育業績・実務業績などを踏まえて、教授3名の審査

① 資料16 教員個人調書

② 資料17 「専門職大学院教員任用規程」

資料18 「司法研究科教員選考基準内規」

委員会において審査し、最終的に、教授会において採否を判断している。^①

(2) 教員／学生比率

本法科大学院では、専任教員が 34 名（内 11 名はみなし専任）おり、専任教員数は基準を充足している。また、学生に対する割合については、収容定員 375 名の場合、25 名の専任教員が必要であるが、基準を満たし、手厚い体制となっているといえる。

なお、法学研究科や法学部の授業科目を担当している専任教員が一部存在するが、法学部とのいわゆるダブルカウントはしていないため、多くの専任教員は本法科大学院の授業科目に力を傾注できる体制となっている。

3. 自己評定

合

4. 今後の改善計画

学生 15 名に対する教員数は求められる基準より 9 名多く、学生にとっては恵まれた環境を整えることができているため、今後も、きめ細かなケアができる体制を維持したい。

^① 資料 19 「司法研究科人事基準・手続について」

3-1-2 専任教員の必要数

(評価基準) 法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいること。

1. 現状

憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法のそれぞれを担当する専任教員は次のとおりである。

	憲法	行政法	民法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法
必要教員数	1～2名	1～2名	2名	1～2名	1～2名	1～2名	1～2名
実員数	2名	2名	4名	2名	2名	1名	1名

(民法に関する分野を含む少なくとも3分野については2人以上)

研究者教員は、長年、法学部等での教育に携わっていた教員が就任している。また、多くの研究者教員が博士課程後期課程の指導教授を経験しており、該当分野について高度の法学専門教育を行うにふさわしい教育歴を持っている。

また、これら教員は、民事訴訟法の1名を除き、全員開設時からのメンバーである。

2. 点検・評価

(1) 専任教員の適格性

いずれの教員も研究者教員であり、長年にわたり各分野の教育に携わり、十分な研究業績もあることから、適格であると判断する。^①

(2) 各分野の専任教員数の充足

本法科大学院の定員は125名のため、「民法に関する分野を含む少なくとも3分野については2名以上」の専任教員が必要であるが、憲法・行政法・民法・商法、民事訴訟法に関して2名以上の専任教員を擁しており、基準を充たしている。

^① 資料16 教員個人調書

3. 自己評定

合

4. 今後の改善計画

刑法および刑事訴訟法についてはそれぞれ1名しか専任教員がいないため、刑事法系の教員を1名採用する計画があり、補充に向けて適任者を採用できるよう努力する。

3-1-3 実務家教員の割合

(評価基準) 5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。

1. 現状

本法科大学院において法令上必要とされる「5年以上の実務経験を有する専任教員」は5名であるが、本法科大学院には基準を超える7名の専任教員がおり（みなし専任教員を含めると17名）、実務家教員はかなり充実している。

実務経験の内容と期間は、資料^①に記載している。

2. 点検・評価

実務経験を有するすべての専任教員（みなし専任教員を含む）が、現在第一線で活躍している現役の弁護士または裁判官であり、専任講師である1名を除く17名は5年以上の実務経験を十分満たしている。

また、研究者教員と実務家教員の比率がほぼ半数ずつであり、理論と実務の架橋を目指した教育を行うため充実した体制となっている。

3. 自己評定

合

4. 今後の改善計画

研究者教員と実務家教員がほぼ半数ずつという全国でも有数の実務家教員の割合が高い法科大学院となっており、理論と実務を架橋する上での重要な体制であるため、今後も引き続き維持に努めたい。

^① 資料16 教員個人調書

3-1-4 教授の比率

(評価基準) 専任教員の半数以上は教授であること。

1. 現状

専任教員は23名であり、そのうち「教授」は22名である。教授の氏名・担当科目は資料^①のとおりである。

本法科大学院の「教授」の資格要件および任用手続は、資料^②に記載している。

2008年5月1日現在

	専任教員					
	専任教員総数			うち実務家教員(実員)		
	教授	その他	計	教授	その他	計
専任教員数	22名	1名	23名	7名	0名	7名
計に対する割合	95.7%	4.3%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%

2. 点検・評価

本法科大学院の教授の割合は95.7%(22名/23名)とほとんどが教授であり、基準を十分満たしている。本法科大学院の「教授」の資格要件を満たす者が教授となっているため、教育上の経験・研究業績は十分であると判断できる。

3. 自己評定

合

4. 今後の改善計画

専任教員の半数以上が教授となる体制を維持していく。

① 資料 20 教員別担当科目一覧

② 資料 17 「専門職大学院教員任用規程」

資料 18 「司法研究科教員選考基準内規」

資料 19 「司法研究科人事基準・手続について」

3-1-5 教員の年齢構成

(評価基準) 教員の年齢構成に配慮がなされていること。

1. 現状

専任教員の年齢構成は次のとおりである。

2008年5月1日現在

		40歳以下	41～50歳	51～60歳	61～70歳	71歳以上	計
専任教員	研究者教員	0名	2名	10名	4名	0名	16名
		0.0%	12.5%	62.5%	25.0%	00%	100.0%
	実務家教員	0名	4名	2名	1名	0名	7名
		0.0%	57.1%	28.6%	14.3%	0.0%	100.0%
合計		0名	6名	12名	5名	0名	23名
		0.0%	26.1%	52.2%	21.7%	0.0	100.0%

2. 点検・評価

本法科大学院の年齢構成は、40歳以下が0.0%、41～50歳が26.1%、51～60歳が52.2%、61～70歳が21.7%、71歳以上が0.0%となっており、現状の年齢構成はバランスのとれたものとなっている。ただ、40歳以下の教員がいないため、今後のことを考えると、若手教員の採用を検討する必要がある。

なお、教育の多様性や教育・研究水準の維持発展の観点から、任用規程等^①を定め、研究者は十分な教育・研究歴がある者、実務家は十分な実務経験年数がある者を採用するよう配慮している。

3. 自己評定

A

4. 今後の改善計画

今後、研究者教員については、年齢構成に配慮した採用に努めたい。

^① 資料17 「専門職大学院専任教員任用規程」
資料18 「司法研究科教員選考基準内規」

3-1-6 教員のジェンダー構成

(評価基準) 教員のジェンダー構成に配慮がなされていること。

1. 現状

本法科大学院の専任教員(みなし専任を含む)、兼任教員・非常勤教員(客員教員1名を含む)の男女別の人数と比率は、次のとおりである。

2008年5月1日現在

性別	専任教員		兼任・非常勤教員		計
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
男	15名	16名	25名	17名	73名
	20.6%	21.9%	34.2%	23.3%	100.0%
女	1名	2名	2名	6名	11名
	9.1%	18.2%	18.2%	54.5%	100.0%
全体における 女性の割合	8.8%		16.0%		

2. 点検・評価

男女バランスを可能な限り考慮して教員採用を行っているが、女性の専任教員の退職者が出たため、現在のところ、専任教員34名(みなし専任教員を含む)のうち、女性教員は研究者教員1名、実務家教員2名の計3名(全専任教員の8.8%)に止まっている。兼任・非常勤教員(客員教員1名含む)50名のうち、女性教員は8名である(全兼任・非常勤教員の16.0%)。

これについては、雇用対象の女性教員が男性教員に比して少ないことから、ジェンダー構成を考慮しているとはいうものの、このような状況となっている。

なお、兼任教員・非常勤教員については、女性兼任教員は2名で兼任教員17名の11.8%であり、非常勤教員は6名で非常勤教員33名の18.2%となっている。

3. 自己評定

C

4. 今後の改善計画

女性専任教員が全専任教員数の1割に若干満たない。困難な課題であるが、今後も引き続きジェンダー構成に極力配慮しながら教員の採用を行う。また、非常勤教員についても、女性教員の割合が1割を超えてはいるが、女性教員の採用を積極的に行うようにしたい。

3-2-1 担当授業時間数

(評価基準) 教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること。

1. 現状

【2006 年度春学期】 担当コマ数

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	10.2	5.0	3.0	11.0	———	1コマ 90分
最短	3.0	3.0	1.0	11.0	———	
平均	5.8	4.3	1.9	11.0	———	

【2006 年度秋学期】 担当コマ数

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	8.0	5.0	3.0	11.0	———	1コマ 90分
最短	4.0	3.0	1.2	11.0	———	
平均	5.5	4.2	2.4	11.0	———	

【2007 年度春学期】 担当コマ数

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	8.0	5.0	3.0	12.0	———	1コマ 90分
最短	3.0	3.0	1.0	12.0	———	
平均	5.4	4.1	1.9	12.0	———	

【2007 年度秋学期】 担当コマ数

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	11.0	5.2	3.0	13.0	——	1コマ 90分
最短	4.0	3.0	1.4	13.0	——	
平均	5.7	4.5	2.2	13.0	——	

【2008 年度春学期】 担当コマ数

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	11.0	5.2	3.0	——	——	1コマ 90分
最短	4.0	3.0	1.4	——	——	
平均	6.6	4.5	2.2	——	——	

< 参考 >

【2008 年度秋学期】 担当予定コマ数

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	7.0	5.2	4.0	11.0	——	1コマ 90分
最短	4.0	2.2	1.4	5.0	——	
平均	5.3	4.1	2.5	8.0	——	

2006 年度から 2008 年度までの学期毎の教員（専任教員、みなし専任教員、兼任教員）の本学での全担当授業時間数（コマ数 <1 コマ 90 分>）の最長、最短、平均値は上記のとおりである。なお、この時間数は計画時間数であり、履修者がいなかったため不開講となった科目も含まれている。

本学では、専任教員の担当責任時間数は週 8 時間（実質 90 分×4 コマ）である。ただし、実務家教員は、雇用形態の違いにより週 8 時間（実質 90 分×4 コマ）の者と、週 4 時間（実質 90 分×2 コマ）の者がいる。

担当コマ数の詳細は、別紙資料^①に記載している。

2. 点検・評価

2006年度以降 2008年度春学期までの週あたりの授業担当時間数（計画時間）を平均すると、専任研究者教員は5.8コマ（8.7時間）、専任実務家教員は約4.3コマ（6.5時間）、みなし専任教員は2.1コマ（3.2時間）となる。

本学では専任教員のダブルカウントは行っていないが、担当責任時間数に比べて担当時間数が多くなっている要因の一つとして、法学研究科や法学部の科目を担当していることがあげられる。しかし、法学研究科や法学部との連携の重要性を考慮すれば、やむを得ない。

また、専任教員のうち授業担当時間数の多い教員と少ない教員の差が著しく、法律基本科目担当教員に負担が偏りがちになっている。

上記の授業担当以外にも、オフィス・アワー、補習、学生への個別指導（答案添削など）等にかかなり多くの時間を割いており、授業準備をする時間をかろうじて確保している状況である。また、実務家教員は第一線で活躍している教員ばかりであり、実務家としての本業をこなしながらの授業準備はかなりの労力を要している。

なお、本年2月に実施した教員へのアンケート結果^②によれば、以下のような現状が報告されている。

- ・ 授業準備にかける時間として、少なくとも週2～3時間、多くて5～10時間かけている。教員によっては、20～30時間費やしている。レジュメや教材の作成にもかなりの時間を要している。
- ・ 授業準備とは別に学生からの質問への対応・答案の添削などに時間がかかる。また、定期試験の採点は気を遣うため、時間もかかり、かなりの負担を感じる。
- ・ 法学部に在籍していた時に比べると、事実上の負担は2～3倍程度と感じる。
- ・ 受講者数により起案の添削量が変わるため、受講者数が多いと過重負担となる。

上記のとおり、専任研究者教員の平均担当時間数は責任時間数のほぼ1.5倍に

^① 資料20 2006～2008年度教員別担当科目一覧

^② 資料8 教員の教育研究環境に関するアンケート結果

なっている。法科大学院の授業に関連する負担は膨大であり、かつ授業以外の学生指導等の教育負担や委員会、打ち合わせ等の管理運営負担も考え合わせれば、担当時間数だけでは単純に計れない負担となる。研究時間が確保し難い状況もあり、担当時間数の削減が望まれる。

3. 自己評定

C

4. 今後の改善計画

既存の学部・研究科よりも授業準備や学生指導にかかる負担が大きいため、担当授業時間数の削減が望まれる。

3-2-2 教育支援体制

(評価基準) 教員の教育活動を支援する仕組み・体制が用意されていること。

1. 現状

教員総数	職員総数	教務補佐の総数	教学補佐の総数
84名 〔専任34名(みなし専任を含む)、 兼担・非常勤50名〕	専任職員5名 派遣職員1名 アルバイト職員2名	4名	4名※

※ 教学補佐総数は教員の授業補助を行う者の人数で春学期の採用分

※ 上記の他に、教員推進プログラムを遂行するため研究補佐1名がいる。

本法科大学院では、授業やその準備を支援するための体制について、次のようないくつかの支援体制がとられている。

(1) 教材準備室

ここでは、いわゆるマルチメディア教材の作成にかかわるいくつかの機器類（スキャナ、DVD等）やパソコン、コピー機等が備えられており、専任教員はいつでも利用できる。兼担・非常勤教員も事務室に申し出て利用できる。

(2) 教務補佐制度

4名の教務補佐を配置している。教務補佐は、教材やレジュメの印刷、セッティングおよび配付などの業務にあたっている。また、パソコン等の機器の準備、授業の録画等も行っている。教材等の原稿は持参、メール等の方法で依頼すれば迅速に対応している。また、教務補佐は教員の支援の他、学生の学習支援にも携わっている。

本年2月に実施した「教員の研究教育環境に関するアンケート」^①において教員の評価は非常に良かった。

^① 資料8 教員の研究教育環境に関するアンケート結果

(3) 教学補佐制度

教員の授業補助を行う「教学補佐」は、在学生から採用され、教員の特定授業に関する補助業務にあたっている。希望者多数の場合は抽選によって採用している。補助業務の内容も、授業の補助ということでは共通しているが、教員により業務内容はさまざまである。

現状では、予算の関係上、5名程度の教員の授業に限られているので、その支援状況も限られている。2007年度の採用は延べ7名であった。

上記のアンケート調査では、(2)のとおり、教材作成や配付の体制についてはかなり満足いく意見が寄せられているが、一方では、ティーチングアシスタントの拡充を望む声も寄せられた。

(4) 資料室

法科大学院棟1階にある資料室は、教員および学生のために設置されている。現在5,700冊あまりの図書、雑誌が配架されている。図書の貸出はしておらず、資料室内での利用および複写による利用（コピー機3台設置）に限られている。開室時間は午前7時～午後11時である。なお、購入する図書は、主に研究科内の図書委員会が選定するが、随時学生の要望も聞き、その声も考慮している。

上記のアンケート調査では、蔵書数の増加・充実を望む声が多くあったが、予算やスペースの関係から急激な冊数の増加は望めない。不足する図書・資料は、大学図書館および法学部資料室を利用することでカバーできる。

(5) 教員控室

法科大学院棟1階にある教員控室で、ここにもパソコン2台とプリンタ1台が設置されており、主に非常勤講師がデータベース等の検索や教材作成のために利用することを目的としている。どの程度利用されているかは正確には把握していないが、上記のアンケート調査では、肯定的に評価する意見がある一方で、何人かの非常勤講師から、控室が手狭なためくつろぎが得られないといった声や作業用の机が欲しい、コピー機を設置して欲しいなどの要望もあった。

(6) 教室

法科大学院の授業に使用される教室は、法科大学院専用棟内にある教室だけでは足りず、法科大学院棟から近い建物の教室も多く使用されている。したがって、設置されている設備（主に視聴覚装置）もさまざまである。法科大学院棟、隣接の大学院1号館の教室は設備的には問題なく、その他の教室も最低限の設備は整っている。上記のアンケート調査では、スクリーンと教卓等の配置の悪さや教室内で無線LANの利用を可能として欲しいなどの意見があった。

2. 点検・評価

教育支援体制は、上記のとおり整備されており充実している。一層の充実化のためには、予算およびスペースの拡充が必要である。

3. 自己評定

B

4. 改善計画

予算およびスペースの拡充を求めていく。

3-2-3 研究支援体制

(評価基準) 教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。

1. 現状

- (1) 現状では、すべての教員が、特に授業準備やレポート添削、個別の質問等の授業以外の業務で忙殺されている。このような状況の下でも、テキストや論文等の執筆を積極的に行っている教員も存在するが、全体的に見て、研究面に時間を十分とることは困難である。それを補うためにも何らかの支援体制が不可欠な状況である。本年2月に実施した「研究教育環境に関するアンケート」^①においても、同趣旨の意見が多数であった。
- (2) 現在、専任教員に支給される個人研究費（年額34万円）および割り当てられる図書費（年額約40万円）が、教員の研究活動のために自分の裁量で使用できる研究費である。特に後者の図書費は、例えば法学部専任教員（年額約75万円）と比較して少ない。
- (3) 研究休暇制度については、全学の海外留学制度や特別研究期間制度（いわゆる内地留学）および自由研究期間制度の適用がある。しかしながら、徹底した少人数教育が要請される法科大学院において、現状の教員構成では、それに応募することも困難である。なお、2007年度にようやく1名が特別研究期間制度を取得することができ、2008年度には2名（1年が1名、4ヶ月が1名）が海外留学制度の適用を受ける。
- (4) 個人研究室は、専任教員には1室、任期制実務家教員には2名に1室が用意されている。
- (5) 以前より、データベース契約料に図書費のかなりの部分が充てられているために本来の図書費が圧迫されている問題の指摘や、研究時間を確保するための方策の必要性や、法科大学院棟内に研究用資料を配備し充実させることを望む声が寄せられていた。また、研究活動を効果的に進めるためのアシスタント的なスタッフを求める声もあった。以上の要望は、本年2月に実施したアンケート調査においても同様に見られた。

^① 資料8 教員の研究教育環境に関するアンケート結果

2. 点検・評価

現状および問題点は1.に指摘したとおりであるが、教員の研究意欲は衰えておらず実際に積極的な研究活動を続けている教員も少なくない。しかしながら、第一に、授業に忙殺される中で、教員が研究に十分な時間を充てることが困難であること、第二に、研究費や図書費が不十分であること、第三に、研究活動を人的に支えるアシスタント的な制度も整備されていない、など改善すべき点は多い。

3. 自己評定

C

4. 改善計画

開設して4年が経過したが、すべての教員が相当無理をして研究・教育活動に取り組んでいる状況が続いている。このような状況の改善がなされないようでは、とくに研究面において支障を来す恐れが多分にある。上記のアンケート調査では、研究者教員と名乗るのは恥ずかしい、といった教員の率直で切実な声もあった。

少なくとも、教育活動に忙殺される事態を改善するためのティーチングアシスタント等の人的支援体制の充実は、教員の研究時間を確保するためにも不可欠であるし、研究活動を支援するためのスタッフの配置も考えていくべき問題である。

第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

4-1-1 FD活動

(評価基準) 教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。

1. 現状

(1) 実施体制の整備

教授会のもとにFD活動を企画推進・管理統括する委員会として、研究科長をコンビーナとした専任教員6人で構成する「自己評価・FD委員会」を組織し、この委員会を中心に、教育内容・教育方法の向上と改善を図る体制を整備している。なお、自己評価・FD委員会は、2006年度まで自己評価委員会の名称で、現実にはFD活動と本法科大学院の自己点検・評価全般をあわせて取り組んでいた委員会を、実態に合わせて名称変更したものである。本委員会は、原則として毎月1回開催されている。

(2) FD活動

FD活動については、教授会および自己評価・FD委員会を中心に、その取り組みを実践している。委員会の開催やその内容の詳細については、添付資料^{①②}のとおりである。以下要点を説明する。

ア FD活動計画の立案と通知、各教員への案内と参加支援

自己評価・FD委員会において、教員相互の授業参観やその後の意見交換会、教育方法に関する研修会等を行い、これらの企画を教授会において各教員に周知し、参加支援を求めている。

イ 学生の授業評価およびその報告書の作成、公表

学生を対象として「授業評価アンケート」を春学期・秋学期ともに実施している。

① 資料 21 FD活動に関する取り組み記録

② 資料 22 自己評価・FD委員会(2006年度までは自己評価委員会)記録

アンケートは、まず学期の中間時点で基本的に自由記述形式で実施し、学期終了時（授業の最終回）に正式な形式の授業評価アンケートを行っている。中間アンケートは、各教員の手による、主として自由記述形式のアンケート調査であり、教員はそれを踏まえて授業方法を改善したり、あるいは学生に授業方法・内容について説明・徹底するなどしたうえで後半の授業を進める。最終アンケートは、最終授業開始前あるいは授業終了後に教員不在の状態で、教務補佐または事務職員が配付・回収して実施している。自由記述項目等を含み全項目について、担当教員を通さずに集計処理がなされており、きわめて匿名性が保たれている。なお、いずれの調査も授業時間中（10分程度）に実施しているため、回収率は100%に近い。

ウ 教員相互間の授業参観の実施と報告書の作成

教員相互間の授業参観の詳細についても添付資料のとおりだが、2005年度以降は、毎学期の中間時期に2週間の「授業参観ウィーク」を設定し、その間に全教員が最低1回は他の教員の授業を参観し、それぞれの報告書を提出することとした。また、同じ時期に、2005年度は学生の評価の高い授業、2006年度以降は未修者の法律基本科目の授業の中から参観推奨科目を設けて一斉参観を行い、参観後に、学生を交えた意見聴取や、参観した教員および参観を受けた教員による意見交換を行っている。

授業参観者には、「感想・コメント記入用紙」が手渡され、(ア)使用教材・事前予習資料・当日配付資料、(イ)授業の内容・方法・進め方、(ウ)学生の参加状況・受講態度、および(エ)当該授業に関する意見・感想を記載して提出することが求められている。

これらの授業参観や意見交換会には、多くの専任教員が参加しており、とくに授業参観推奨科目の授業参観後におこなわれる履修学生と参加教員との意見交換会では学生の生の声を聞くことができるという点で意義は大きい。実務家教員の参加がやや少ない状態となっている。

エ 成績評価基準についてのアンケートの実施と提案

成績評価基準について、自己評価委員会（当時）が2005年10月に教員対象のアンケート調査を実施し、その結果を分析したうえで、2006年3月に、成績評価の分布割合の目安、成績評価の構成要素の説明・提示、再試験の存在意義・採点基準等

についてまとめた^①。その後、この提案をもとに教務関係委員会が中心となって成績評価の厳格化と成績評価基準の明示の方向での改革がなされ、また再試験は種々の議論を経たうえで、必ずしも教育上の効果が上がらないとして廃止されることとなった。

オ 未修者に対する教育方法についての検討

この1～2年の重点的な取り組みとして、未修者に対する教育方法についての検討が挙げられる。

すなわち、授業評価アンケート等において、1年次の法律基本科目の評価が相対的に低く、授業の満足度が高くないこと、教員の側でも純粹未修者といわゆる隠れ既修者が混在する中で授業設計の困難さが指摘されてきた。そこで、この問題に集中的に取り組むこととし、2007年3月に1年次法律基本科目授業担当者と1年次生との意見交換会および法律基本科目授業担当者会議を続けて開催したのをはじめとして、1年次の基礎演習クラス単位での個別面接の実施や教員からの授業改善提案を受けてのカリキュラム委員会での懇談、一斉授業参観科目として2007年度春学期に民法Ⅳ（不法行為法）、秋学期に民事訴訟法を取り上げ、意見交換等を行った。1年生との意見交換会は、2008年2月にも実施した^②。意見交換の主な内容は、①1年次の授業を行う上でどんな点に困難を感じているか、②1年次に教えるべき内容は何か、③満足度をあげるためにはどんな工夫・改善が必要か（授業方法だけでなく、制度的問題も含めて）等である。

また、必ずしも1年次の教育にとどまらないが、民事系科目間の意見交換を行うための懇談の機会を2007年8月に持った。

カ 外部講師を招聘しての研修

2005年8月に慶應義塾大学経営管理研究科教授・高木晴夫氏を招いて「ケースメソッドの原理と難しさ」というタイトルで、教育方法に関する研修会を行った。また、2006年8月8日に元大阪大学大学院高等司法研究科教授（現在ブリティッシュ・コロンビア大学法学部教授）の松井茂記氏を招いて憲法の模擬授業を実施し、

^① 資料10 成績評価に関する検討事項の提案

^② 資料23 司法研究科と学生の意見交換会メモ

意見交換を行った。

キ 弁護士会からの授業参観

2004年度から毎年兵庫県弁護士会からの授業参観の要望があり、参観者数名を受け入れている。

(3) その他

自己評価・FD委員会が実施しているものではないが、以下のような、FDにつながる活動も行っている。

ア 先進的教育手法の研究・開発

2004年度から3年間にわたり、文部科学省の形成支援プログラム「模擬法律事務所による独創的教育方法の展開」において、シミュレーションを用いた先端的教育方法の研究と実践を重ね、3回の国際シンポジウムと1回の国内シンポジウムを開催したほか、実験的な授業実践や講師を招いての研究会、海外調査等の活動を精力的に行ってきた。これらの活動によって本法科大学院が蓄積した成果^①は、FD活動に大きく生かされている。さらに、2007年度からは、この成果のうえに、文部科学省の専門職大学院等教育推進プログラムとして本法科大学院の「先進的シミュレーション教育手法の開発」が採択され、教育推進プログラム委員会を中心に、シミュレーション教育の先端的な開発・実践を更に継続して展開している。

イ 教員と学生との意見交換会

これは、とくに授業方法の話題にとどまらないが、広く学生の意見を採り入れるために毎年少なくとも1回は開催している^②。意見交換会には、主に研究科長室委員会のメンバーがあたっている。

また、2008年度からクラス連絡会が発足し^③、意見交換の場が充実してきている。

① 資料2 『正義は教えられるか—法律家の社会的責任とロースクール教育—』

資料3 『模擬法律事務所はロースクールを変えるか—シミュレーション教育の国際的経験を学ぶ—』

資料4 『よき法曹を育てる—法科大学院の理念とシミュレーション教育—』

資料5 『変わる専門職教育—シミュレーション教育の有効性—』

② 資料23 司法研究科と学生との意見交換会メモ

③ 資料24 クラス連絡会の結成について

ウ その他

同一科目につき複数のクラスを設けて授業を実践する場合など、クラス間での授業運営や成績評価に差異が生じることなどを防止するために、同一シラバスのもとに、授業での到達目標や教材・試験問題の統一化をはかったり、科目によっては、答案の複数教員による採点などを行っている。これらの実践のために、担当教員間で頻繁な協議が行われている。

2. 点検・評価

教育の質の確保・向上にむけて内部研鑽の取り組みが、教員個人レベル、科目レベルおよび全体組織レベルのいずれにおいても積極的に行われており、その成果の共有と総括を図るべく、各学期に教員間での授業参観の実施と意見交換、学生による授業評価アンケートの実施と総括などが行われている。また、その中で出てきた未修者教育の課題については特に検討を続けてきている。これらの積極面は大いに評価できると考える。

ただし、教員間の授業参観等を含めたFD活動への教員の参加状況には、専任研究者教員と実務家教員、専任教員と非常勤教員あるいは兼任教員との間で温度差があるのも事実であり、その点で改善の余地がある。また、同一科目について複数のクラスを設置して運営する場合などには、教員間で授業運営や成績評価に差異が生じること防ぐために、担当教員間のなお一層密な連絡・協議を図る必要がある。

3. 自己評定

B

FD活動は充実していると評価できるが、教員間の温度差があること、科目別FDを充実することなどについて、改善の必要性がある。

4. 今後の改善計画

- (1) FD活動のいっそうの充実に向けて、授業参観への呼びかけの強化やFD活動に関する個人記録の作成・公表など、教員の取り組みや参加を促す工夫を具体的に検討する。

- (2) チーム・ティーチングの増強など、実務と理論の架橋をはかる教育手法をさらに導入・改善する。
- (3) FD活動を支援する専任スタッフや支援室の設置などを要望する。

4-1-2 学生評価

(評価基準) 教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。

1. 現状

(1) 学期ごとの授業に関する評価アンケート^①

学期ごとの授業に関する評価アンケート調査は、開設以来3度にわたって修正が加えられ、現在、「教員の授業内容と方法」について8項目、「学生自身の授業に臨む態度」について2項目、「授業レベル・規模」について2項目、そして「自由記述項目」が2項目の計14項目実施されている。

アンケートの実施は、「自己評価・FD委員会」が実施主体となり、授業に関する評価アンケートを年に2回実施している。これは、講義最終日に教務補佐または事務職員により10分程度時間をとり、定型フォームによる項目別5段階評価(その他に自由記述欄を設けている)を無記名で記入させるものである。

特に注目したいのは、この学生アンケートと並んで、講義担当者自身の講義についての自己評価を学生の評価に合わせて実施していることである。これは、学生のアンケートとほぼ同時に実施されており、教員は学生の授業評価結果はもちろん、最終試験実施前の段階で授業を振り返って自己評価を記入している。さらに、2005年度秋学期より、学生のアンケート結果を講義担当者に通知した後、この結果を見た上での講義担当者からのコメントの提出も求めている。このような試みは本学では初めてのものであり、学生の授業評価と相互に比較検討することでより良い授業のヒントが得られるものと思われる。このアンケートの回収率は、平均90%を超えている。

(2) 中間アンケートの実施

定期的な授業評価アンケートに加えて、2006年より、学期途中で開講全授業科

^① 資料25 『授業評価アンケート結果報告書』

目を対象に「授業に関する意見・要望等」について自由記述の形式で（記名でも無記名でも可。既修・未修の別を記入させること等も可）「授業に関する中間アンケート」を実施している。これは、春学期および秋学期の中間時点で担当教員が各自授業時間中に実施するものである。中間アンケートでは、学期途中での学生の評価や意見が授業改善のために生かされることが期待されている。中間アンケートの実施率は、2007年度春学期 77.6%、秋学期 59.0%であった。

（3）評価結果の授業等の改善への活用

アンケートの集計処理は、自由記述欄の内容まで入力している。アンケート調査の結果は、データ処理を行った後、「自己評価・FD委員会」により分析検討され、「授業評価結果概要・分析」として分析と課題をまとめた報告書を刊行し、その内容は法科大学院のホームページでも学生・教員に公表している。報告書は、教員・科目ごとに一覧表およびグラフでまとめられ、特にグラフはレーダーチャートを用い、一目で評価の程度がわかるような工夫が施されている。

また、授業担当教員には、上記の公表内容に加え、自由記述欄の内容が配付されている。なお、自由記述欄の内容はデータ入力され、筆跡がわからないよう工夫されている。

自由記述欄の公表については、「自己評価・FD委員会」において継続的に議論を行い、また教授会においても懇談を行ったが、自由記述の中に若干見られる心ない誹謗・中傷的な記述を公表することによる弊害等の指摘も強く、現在のところ公表しない方向性が維持されている。なお、自由記述を含む学生の評価結果に対する教員のコメントは学生に公表されている。

（4）アンケート調査以外の方法^①

ア．1年次法律基本科目授業担当者による1年次生との意見交換会

1年次法律基本科目授業担当者による1年次生との意見交換会を2007年3月に実施した。内容は、a. 1年次の授業を行う上でどんな点に困難を感じているか、b. 1年次で教えるべき内容は何か、c. 満足度をあげるためにはどんな工夫・改善が必要か（授業方法だけでなく、制度的問題も含めて）、であり、多くの1年次

^① 資料 23 司法研究科と学生の意見交換会メモ

生の参加があった。

イ. 1・2年次生と教員との意見交換会

同じ趣旨で、1・2年次生を対象とした意見交換会も実施されている。

2. 点検・評価

学期ごとに自由記述式および必要にして十分な14項目にわたるアンケート調査を実施しており、その結果の公表および各科目担当教員へのフィードバックも適切に行われていると評価できる。

教員および学生の負担と調査結果の有用性とのバランス・効率を考慮すれば、授業評価アンケートの実施回数・内容ともに、当面は現状で行っているものが最適であろう。

また、学生に対するアンケート調査の結果の分析によって、各科目担当教員が自己の教育内容や教育方法について学生がどのように評価しているかを数量的に把握でき、改善すべき項目が何であるか、を認識できるようになっている。また、自由記述欄の記載内容を通じて、学生の個別・具体的な要望を知ることができ、それを今後の授業改善に活かすことが期待されている。

さらにアンケート以外にも直接学生の授業に対する声を聞くことによって、当該講義が終了してからでなく、学期途中で授業方法のあり方について学生の感想や要望を知り、授業の方法や内容を軌道修正できる機会をより多く持てるようにしている。

3. 自己評定

B

4. 今後の改善計画

学生による授業評価やアンケート結果等によって収集し分析した情報を、組織的に授業等の改善につなげるという点についての具体的・組織的な取組みをさらに強める。

第5分野 カリキュラム

5-1-1 科目設定・バランス

(評価基準) 授業科目が法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の全てにわたって設定され、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること。

1. 現状

(1) 本法科大学院では、2007年度からの新カリキュラムにおいて、修了に必要な単位数を98単位から100単位に増加し、法律基本科目が56単位、実務基礎科目が12単位、基礎法学・隣接科目が6単位、展開・先端科目が24単位、その他全体から2単位、の合計100単位以上の修得が必要になった。

ただし、全体から選択できる単位数が2単位では、関心の強い科目をより体系的にあるいはより深く学習することは難しいとの不満があった。また、履修しても修了必要単位にカウントされなければ、学習への積極性が低下するという問題も指摘されてきた。これらの問題を解決するために、2008年度より、修了単位数の100単位を維持しながら、2単位であった全体からの必要単位数を6単位に増やすこととし、それにともない24単位であった展開・選択科目からの必要単位数を20単位に減じることとした。その結果、6単位は、どの科目群から履修しても修了単位に含めることができることとなった。

(2) 授業科目の開設状況は教育課程表^①に示されている。

法律基本科目は、履修基準年度1年の科目が14科目(32単位)、履修基準年度2年の科目が11科目(22単位)、履修基準年度3年の科目が5科目(10単位)開設されている。また実務基礎科目は、履修基準年度2年の科目が8科目(16単位)、履修基準年度3年の科目が4科目(8単位)、基礎法学・隣接科目は、履修基準年度1年の科目が13科目(26単位)、展開・先端科目は、履修基準年度1年の科目が1科目(2単位)、履修基準年度2年の科目が49科目(96単位)、履修基準年度3年の科目が6

^① 資料11 2008年度司法研究科(法科大学院) Study Information P.9,10

科目(12単位)開設されている。

さらに、本研究科独自に設定している特別演習科目として、履修基準年度1年の科目が2科目(2単位)、履修基準年度3年の科目が1科目(2単位)設置されている。

(3) 配当年次では、1年次は、法律基本科目13科目(30単位)及び基礎法学・隣接科目1科目2単位の計14科目(32単位)が必修科目として配当されており、履修登録上限単位数(36単位)までの4単位は他の1年次配当の16科目(法律基本科目2単位、基礎法学・隣接科目24単位、展開・先端科目2単位、特別演習科目2単位)から選択履修することができる。

2年次は、法律基本科目11科目(22単位)及び実務基礎科目4科目(8単位)の計15科目(30単位)が必修となっており、履修登録上限単位数(36単位)までの6単位については、1年次配当の選択科目のほか、2年次配当の選択必修科目4科目(8単位)及び展開・先端科目の選択科目48科目(96単位)の計、52科目(104単位)から履修することができる。

3年次は、必修科目の配当はなく、履修登録上限単位数(44単位)まで、1年次及び2年次配当の選択必修科目及び選択科目のほか、3年次配当の法律基本科目の選択必修科目4科目(8単位)と選択科目1科目(2単位)及び実務基礎科目の選択必修科目2科目(4単位)と選択科目2科目(4単位)、展開・先端科目の選択科目6科目(12単位)、特別演習科目1科目から履修することができる。

(4) 修了要件と各科目群との関係では、ア．法律基本科目は必修科目の52単位および総合演習科目から4単位の計56単位、イ．実務基礎科目は必修の8単位および選択必修科目から2単位、選択科目から2単位の計12単位、ウ．基礎法学・隣接科目は必修2単位および選択科目から4単位の計6単位、エ．展開・先端科目は24単位、オ．全体から2単位を修了必要単位としている。ただし、前述のように、2008年度から、全体から選択できる単位数を2単位から6単位に増やし、展開・先端科目の必要単位数を24単位から20単位に減らした。

(5) なお、本法科大学院では、教育課程表の(e)群として、特別演習科目群を設け、基礎演習Ⅰ・Ⅱ、特別演習が配置されている。基礎演習は、1年次生のコース

クール入門・法学入門の授業としての意味をもち、特別演習は開講科目について深く学び、将来の専門家としての得意分野を身につけるという意味をもつものであり、別科目群として表示している。また、この科目は基礎法関係の教員や実務家教員も担当しており、必ずしも法律基本科目等の他の科目群に位置づけることができないこともあり特別演習科目群としていた。しかし、トライアル評価、文部科学省の面接調査においても、別の科目群とすることについて問題があるとの指摘を受け、基礎演習Ⅰ・Ⅱは法律基本科目に、特別演習は担当教員の専門分野に応じて4つの科目群に位置づけることとした。^①

2. 点検・評価

上記(4)に記述したとおり、履修が法律基本科目のみに偏ることなく、その他の科目群もバランスよく履修できるよう単位配分を設定しているため、学生の履修に著しい偏りは見られない。履修に偏りが無い要因の一つとして、前述のような履修単位数制限に加えて1、2年次には必修科目が多く自由に選択できる範囲が限られていることが考えられる。

具体的には、1年次に配当されている必修科目は14科目(32単位)あり、学生が自由に選択できる科目は4単位のみであり、実際、ほとんどの学生がこの4単位を特別演習科目群の基礎演習2科目(2単位)と、基礎法学・隣接科目群の科目1科目(2単位)に充当している。

また、2年次についても必修科目が15科目あるため、自由に選択できる科目は3科目(6単位)である。多くの学生は、実務基礎科目および展開・選択科目の履修に充当しており、学生の履修状況にあまり差は見られない。

3年次になると自由に選択できる幅が広がるため、法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目、特別演習科目とすべての科目群にわたり、バランスよく履修している。

修了要件の単位配分の工夫、履修単位数制限の設定、多様な科目の開設により、学生の履修状況の科目群バランスにほとんど差は見られず、法律基本科目に偏ることなく幅広く履修できるような教育課程となっている。

^① 資料26 2007年12月19日カリキュラム委員会資料「「履行状況報告に係る面接調査」結果を受けて」

3. 自己評定

A

4. 改善計画

特にない。

5-1-2 科目の体系性・適切性

(評価基準) 授業科目が体系的かつ適切に開設されていること。

1. 現状

(1) 開設科目

現在、法律基本科目が 30 科目、実務基礎科目が 12 科目、基礎法学・隣接科目が 13 科目、展開・先端科目が 56 科目、特別演習科目が 3 科目、開設されている。このうち展開・先端科目は、学生の将来希望する法曹像に応じて「企業法務科目」「国際関係科目」「現代社会と法関係科目」の 3 グループに分けられ、それぞれ、24 科目、15 科目、16 科目が開設されている（別にグループ共通科目が 1 科目ある）。^①

なお、2006 年度にカリキュラムの見直しを行い、主として学習の体系性・一貫性をいっそう高める目的で、2007 年度からつぎのとおり科目の統合・再編等を行った。

「法律基本科目」では、未修者の基礎となる法的理解をより充実したものとするために、1 年次の必修科目として行政法入門を新設し、民事訴訟法Ⅰ・Ⅱを 4 単位の統合して 1 年の秋学期に開講し、また選択科目として法学入門を新設した。さらに、3 年次配当科目として、民事法総合演習とは別に商事法総合演習を新設し、公法総合演習を通年開講（隔週）とした。

「実務基礎科目」では、法情報調査・法文書作成（必修）、ローヤリングおよび民事模擬裁判はシミュレーション科目として連続した一貫性を持たせるべきであるとの認識の下で、民事ローヤリングⅠ（必修）・Ⅱ・Ⅲとして再編した。そして、民事ローヤリングⅡ・Ⅲ、エクスターンシップ、クリニック A・B および刑事模擬裁判のうち 2 単位を選択必修とした。さらに、これまで選択必修であった民事裁判実務Ⅰと刑事裁判実務Ⅰを両科目とも必修科目とした。

「展開・先端科目」では、環境法を「環境政策と法」と「環境法演習」に再編したほか、演習科目を充実する（税法演習、倒産処理法演習、知的財産権法演習Ⅰ・Ⅱ、労働法演習の新設）とともに、学習の必要性和学生の要望を考慮して、信託法、国際民事訴訟法、公法実務、法律英語、リーガルトピックスを新たに設けた。他方、学習の必要度と担当教員確保の困難性を考慮して、金融法、企業法実務Ⅲ（企業集

^① 資料 11 2008 年度司法研究科（法科大学院）Study Information P.9,10

団の経済法)、アメリカ証券取引法、アメリカ民事陪審裁判手続、EU法、都市法、情報法を廃止した。

(2) 授業科目の体系性

1年次から3年次に向けて、基本から応用へと学習できるよう配慮をしている。詳細は次のとおりである^①。

ア 1年次担当科目

1年次の法律基本科目では法律基本知識を正確に理解し修得することと、あわせて基本的な法的分析力・思考力を涵養することを主な目的としている。基本知識習得を補完するため、法的思考の基礎付けを行う基礎演習の履修を1年次生全員に強く促し、実際、ほぼ全員の学生が履修をしている。

なお、未修者にいきなり多くの科目を履修させることは消化不良につながることで、および科目編成の体系性を考慮し、1年次春学期の法律基本科目は憲法Ⅰ（基本的人権論）・Ⅱ（統治機構論）、民法Ⅰ（契約法総論）・Ⅳ（不法行為法）、商法Ⅰ（商法・会社法入門）、刑法Ⅰ（刑法の基礎）および法学入門とし、行政法入門、民法Ⅱ（契約法各論）・Ⅲ（債権担保法）、商法Ⅱ（会社法）、民事訴訟法、刑事訴訟法は1年次秋学期に配置している。

一方、「基礎法学・隣接科目」として、基礎法学・経済・経営・宗教関係の科目を設置し、幅広い教養と人間性を身につけることができるよう配慮している。

イ 2年次担当科目

2年次の法律基本科目では、基本的な法知識をベースにして、事例等の討議・検討をも行いながら、事実を的確に整理し、具体例に法律の適用できる能力を養い、法的分析力・事例解決能力を高めることを目的としている。それと同時に、裁判実務その他を通じた応用力・問題解決能力を習得する実務基礎科目を設置している。

さらに、展開・先端科目で学生の興味に応じて履修できるよう科目を設置している。

^① 資料 11 2008年度司法研究科（法科大学院）Study Information P.5

ウ 3年次配当科目

3年次では、1年次・2年次で習得した知識を総合的に用い、より実践的・発展的な学習を行う科目を設置している。法律基本科目では、民事法・刑事法・公法の3分野に集約し、これまで学んだ各基本科目を総合的に学習ができるよう配慮している。それと同時に、実務基礎科目では、2年次の実務基礎科目をさらに発展させた科目を設けている。展開・先端科目では、「企業法務科目」「国際関係科目」「現代社会と法関係科目」の3領域の総合的・横断的な学習を可能とするため、「国際取引法実務」「企業法実務Ⅰ・Ⅱ」「現代損害賠償法実務」など、多彩な科目を設置している。また、特別演習科目群として、「特別演習」を設け、特定のテーマに対してより深い考察を行い、問題解決能力を身につけられるように配慮している。

(3) 授業科目の適切性

本法科大学院の教育理念は、「企業法務に強い法曹」「国際的に活躍できる法曹」「人権感覚豊かな市民法曹」を育てることを目標としている。カリキュラムとして、法律基本科目群には各専門分野にわたり31科目、実務基礎科目群には法曹実務を学習する12科目を配置し、基本的な能力を養成するための適切な科目が設置されている。さらに、基礎法学・隣接科目に13科目を配置して幅広い教養を身につけ、展開・先端科目に58科目と多様な科目を配置している。展開・先端科目は目標に沿って3つの分野それぞれに24科目(52単位)、15科目(30単位)、16科目(32単位)が開設されている(別にグループ共通科目が1科目(2単位)ある)。このとおり、開設科目としては、適切であるだけでなく、豊富なものとなっている。

また時間割上、できるだけ履修を可能とするよう努力しているが、学生の履修希望をすべて満たす時間割は組めていない。

2. 点検・評価

授業科目は、体系的かつ適切に開設されており、カリキュラムについても問題はないと評価することができる。

なお、2007年度のカリキュラム改革において、それまで選択必修科目であった民事裁判実務Ⅰと刑事裁判実務Ⅰをどちらも必修科目とするとともに、本学が2005年度から取り組んできた模擬法律事務所構想をとくに実務基礎科目で実現すべく、

民事ローヤリングにおいて、SC（模擬依頼者）を活用した授業を展開している。
また、刑事模擬裁判においても実施する予定である。

3. 自己評定

A

4. 改善計画

特にない。

5-1-3 法曹倫理の開設

(評価基準) 法曹倫理を必修科目として開設していること

1. 現状

科目名は「専門職責任(法曹倫理)」で、2単位の必修科目である。

2007年度は2名の専任教員(実務家教員1名、研究者教員1名)が担当し、実務家教員は弁護士である。

内容として弁護士倫理、裁判官倫理、検察官倫理が含まれており、教科書は『法曹の倫理と責任(第2版)』(現代人文社)を使用し、ケースメソッドやプロブレムメソッドを中心にして倫理諸原則をしっかりと学ぶようにすすめている。

裁判官については、元裁判官(客員教員)が、検察官については、現職検察官(大阪地検)が講義をしている。なお、専門職責任の授業の初めに学生に各自の法曹像についてレポートを提出し、報告させている。

また、民事ローヤリングⅠ・Ⅱ・Ⅲ、エクスターンシップ、クリニックA・Bの授業において、守秘義務、利益相反および誠実義務が重視されている。刑事弁護では、刑事裁判実務Ⅰ・Ⅱ、刑事法総合演習は弁護士の担当するところであるが、そこでも、刑事弁護の倫理性が取り上げられている。また、3年間にわたって実施された文部科学省の形成支援プログラムとの関係では、「法と正義」「よき仕事(Good Work)」などをテーマに取り上げ、あるべき法曹と法曹倫理の検討を積み重ねてきており、これらの成果を踏まえた授業が行われている。

2. 点検・評価

法曹倫理は必修科目として開設されていることもあり、双方向による熱心な討議に基づく授業が行われており、学生の評価も概して高い。司法試験合格率の低下の影響もあり、アンケートなどではこの科目の必要性を疑問視する意見も見られないわけではないが、授業ではこれらの意見をも討議の素材とすることで、法曹倫理の重要性を再認識させるようにしている。

3. 自己評定

合

4. 改善計画

文部科学省の新たなプログラム（専門職大学院等教育推進プログラム）では、専門職責任についてもシミュレーション教育としてどのような方法で、かつどの範囲でとりあげるかを検討中である。

5-2-1 履修選択指導等

(評価基準) 学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること

1. 現状

学生がカリキュラムを理解し、適切に科目を選択することができるよう、本法科大学院での取り組みとして、次のようなものがある。

- (1) 履修等のガイドブックとして、Study Information^①を作成し、配付している。そこでは、カリキュラムの概要や修了要件、履修の流れ等が解説されており、学生はこれによって科目履修についての情報を得ることができる。
- (2) 養成をめざす「企業法務に強い法曹」「国際的に活躍できる法曹」「人権感覚豊かな市民法曹」の3つの法曹像に対応した科目を設置している。
- (3) 履修モデルの提示については、法学未修者と法学既修者とに分けて、上記の3つの法曹像に応じた履修モデルを作成し、2007年度はホームページに掲示した。2008年度からは Study Information^②にも掲載している。
- (4) 履修関係のガイダンスとしては、入学前ガイダンスを実施し（入学前年度の11月）^③、本法科大学院の教育理念やカリキュラム、法科大学院での学習方法等について説明している。また、入学時に新入生オリエンテーションの一環として教務関係のガイダンス^④を実施し、同様の説明を再度行っている。在学生に対しては、教務関係のガイダンスを4月の授業開始前に実施し、各科目の授業の進め方や概要を説明している。2年生に対しては、9月頃に実務基礎科目の説明会^⑤を

① 資料 11 2008年度司法研究科（法科大学院）Study Information P.1-5

② 資料 11 2008年度司法研究科（法科大学院）Study Information P.7,8

③ 資料 27 入学前オリエンテーション資料1～3

④ 資料 28 入学時オリエンテーション資料

⑤ 資料 29 科目履修説明会

実施し、履修の仕方や科目の概要についての説明を行っている。

- (5) 履修相談については、研究者教員と実務家教員がペアで学生の担任になるとともに、教務学生委員が対応する体制をとっている。

2. 点検・評価

(1) 「履修選択指導」は、実務基礎科目や特別演習科目の選択についての下記(2)のいくつかの問題を除けばおおむね適切になされていると考えている。学生は、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の2つの群における科目の選択については、自己の「目指す法曹像」やその興味に応じて履修科目を主体的に選択しているようである。教務学生委員に対する相談も、教員の授業の進め方や成績評価、時間割の編成等に関するものがほとんどである。

(2) 民事裁判実務Ⅰと刑事裁判実務Ⅰは、2006年度までは選択必修科目であったが、実務基礎科目として必要不可欠な科目であり、学生はどちらの科目も履修することを予測していた。しかし、実際にはどちらか一方しか受講しない学生が相当数見られたことから、2007年度から、この両科目を必修科目とした。

なお、負担が重いと考えられる一部科目(たとえば、民事ローヤリングⅡ・Ⅲ、クリニックB、民事・刑事各模擬裁判等)の受講生が少ない、という問題がある。そのために、教員から積極的に受講を勧めたり、配当年次を3年次から2年次に下げるなどの措置を講じたことから、改善は見られるが完全には解決していない。実務基礎科目は、法曹となるに不可欠な基本的知識を提供することとともに問題解決能力を涵養する科目でもあり、その必要性を学生に認識させる上でよりいっそうの工夫が必要である。

また、3年次配当の特別演習は、特定のテーマを集中的に研究することで、当該テーマの理解を深め、思考力・問題解決能力を高めようとする科目であり、新司法試験対策のための科目ではない。2006年度までは、受講生が比較的少なく、しかも新司法試験科目の選択科目を担当する教員のクラスに集中していた。その後、ガイダンスなどで、履修することの意義を繰り返し説明したこともあり、2007年度からは履修者に増加が見られるようになった。

3. 自己評定

B

本法科大学院の履修選択指導は量的にはほぼ十分だと考えるが、質的には実務基礎科目や特別演習の重要性についての説明が不足している。

4. 改善計画

新年度のガイダンスにおいて、実務基礎科目・特別演習の重要性についての説明を徹底するとともに、個々の教員からもそれらの科目の重要性について再度説明を行う。

また、基礎法学・隣接科目および展開・先端科目では、登録人数の極端な差を解消するために、これらの科目群の意義を学生に十分に説明する必要がある。さらに、履修者の多い科目の複数クラス開講、学生の履修選択に影響を与える最終試験の実施形式（レポート試験の廃止など）の検討も行う。

5-2-2 履修登録の上限

(評価基準) 履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間 36 単位を標準とするものであること、及び修了年度の年次は 44 単位を標準とするものであること。

1. 現状

1 年間に履修登録できる単位数の上限は、次のとおりである。^①

- ・ 1 年次・・・36 単位
- ・ 2 年次・・・36 単位
- ・ 3 年次・・・44 単位

また、2005 年度、2006 年度、2007 年度の補習時間数は資料^②に記載している。

なお、1 単位の授業時間数は、45 分の授業を 1 学期間毎週実施した時間である。本法科大学院の授業は 1 コマ 90 分である。

2. 点検・評価

1 年間に履修登録できる単位数の上限は、求められる基準を充足している。

補習は正規の授業時間内で予定内容を終えることができなかつたため実施していると考えられるが、「法学入門」や「行政法入門」などの入門科目の新設や、授業内容のスリム化等により、今後減少することが見込まれる。また、多くは授業期間外に実施されており、学習に大きな支障はないと考える。

3. 自己評定

合

4. 今後の改善計画

学生の自習時間を確保するためにも、補習時間はなるべく少なくし、正規の授業時間内で教えるべき内容を終了することが必要である。

^① 資料 30 司法研究科内規

^② 資料 31 2005 年度～2007 年度補習実施科目および時間数

第6分野 授業

6-1-1 授業計画・準備

(評価基準) 開設科目のシラバスや教材の作成等、授業の計画・準備が適切になされていること。

1. 現状

(1) 各年度、シラバス(授業計画)を担当教員が作成し、冊子にして新入生には4月初めの入学時に、在学生には3月下旬に配付している。

シラバスには、科目の目的と概要、授業方法、各回の授業内容(テーマ・ねらい、講義の内容(概略))、成績評価方法・基準、準備学習等についての具体的な指示および他の科目との関連、教科書、参考文献の各項目について記載されている。授業計画を立てるにあたって、法科大学院として共通して特に求めているものはないが、成績評価方法・基準については、より具体的な表示を求めている。

また、全専任教員が構成員であるカリキュラム委員会において授業内容、授業方法や試験のあり方等について議論をしており、授業計画の立案にあたっては、そこでの議論が活かされている。

(2) シラバスと実際の授業との乖離の状況については次のとおりである。

学生による授業評価によると、2007年度春学期の授業評価における質問項目「授業内容はシラバスに示された主題や目的に十分に沿っていましたか」では、平均して4.0(「そう思う(4)」が50.0%、「強くそう思う(5)」が29.7%)であり、約80%が肯定の回答であり、ほとんど「乖離」はないといえる。^①

「乖離」という視点では、補習の実施状況も一つの判断材料であると思われる。補習は、シラバスで示された授業内容が正規の授業時間内に実施できなかった場合や、教育上新たに追加して説明をしたほうがよい事柄がある場合など、必要に応じて実施されることになる。補習が多いことは「乖離」を示すことになると思われるが、2007年度の補習実施科目数および時間数は、22科目で実施され、そ

^① 資料25 『授業評価アンケート結果報告書』2007年度春学期

の延べ時間数は 98 時間(補習が行われた科目の平均は 4.5 時間)であった。2005～2007 年度で状況に大きな変化はない。^①

(3) 教材の選定は基本的に授業担当者に任されている。科目によって異なるが、一般的には、1 年次の授業では、教科書(入門書として定評のある教科書や、授業担当者単独あるいは授業担当者を含む数人で作成された教科書)を用いている例が多く、2 年次と 3 年次の授業では、授業担当者が単独あるいは共同で作成した独自の教材を利用しているものが多い。教材の作成にあたっては、複数の担当教員がいる場合は、担当教員全員で検討のうえ決定している。

(4) 教材は、ほとんどの科目で当該授業科目の内容に関連した判例や資料が事前に配付されており、科目によっては大部な資料が配付されている。また、ホームページに掲載されている科目もあり、学生はダウンロードして準備を行っている。

2. 点検・評価

(1) シラバスは授業登録の少なくとも 1～2 週間前に提供されており、学生が 1 年間に受講を予定する科目を十分に検討することができる。

シラバスの記載項目は学生の授業準備を行ううえで適切なものであると考える。各項目の記載内容については簡単なものから詳細なものまで、科目により多少のばらつきがある。ただ、科目によっては、あらかじめ詳細を明らかにすることが不適切である場合もあり、授業の内容をどこまで詳細に示すべきか、各科目の事情もあり、厳密な統一をすることは難しい。

(2) シラバスに記載された授業計画が適切なものであるかどうかについては、各科目の授業内容を検討する必要があるが、今のところ、授業評価アンケートの、「教員は、十分に準備をして授業に臨んでいたと思いますか」などの質問項目の結果から判断できると考えられる。科目によりばらつきはあるが、平均値は 4.2 であり、その他のほとんどの項目の平均値が 4.0 前後であることから見れば、授業計画はよく練られたものであったと判断できる。

^① 資料 31 2005～2007 年度補習実施科目および時間数

ただ、授業の中間段階で行う学生の授業への要望や授業評価アンケートの自由記述欄には、授業計画に改善を求める声もある。現在のところは、その意見をどのようにくみ取って授業に反映させるかは各教員の判断に任されているが、それでよいのかどうかは今後の検討課題である。

(3) シラバスの記述内容(とくに、授業の内容(概要))では少しバラツキがみられるため、もう少し統一をはかることも必要である。成績評価方法では、これまでは「最終試験6割、平常点4割」、「試験の点数に平常点を加味する」といった記述があったが、2007年度からより具体的な成績評価の方法を記載している。

(4) 教材については、担当教員が科目内容に沿って検討し選択されており、特別な問題はない。

(5) 補習の状況について、実施せざるを得ない要因は、履修者の状況(レベル)や取り扱う内容の社会的変化など、いくつかあるが、ある程度の補習はいたしかたないと考えられる。授業内容の見直し等により補習が発生しないよう改善を図っている科目もあるが、補習を削減したり、なくしていくことは今後の課題である。

3. 自己評定

B

(理由) シラバスと授業との関係については、検討すべき課題も残っており、またシラバスに改善の余地もある。

4. 改善計画

シラバスの内容の詳細化、統一化等の充実に向けて努力していく。

6-1-2 授業の実施

(評価基準) 開設科目が効果的に履修できるような適切な態様・方法で授業を実施していること。

1. 現状

概ね全体として開講科目ごとに工夫した授業がなされている。個別授業科目についての現状・自己評価は、別紙資料に記載する。^①

(1) 教材

教材は、定評のある「教科書」を利用するものが最も多く、続いて本学の担当教員が執筆した「教科書」、さらに本学教員がまとめた教材用の冊子および判例などの謄写物を収集したもの、及びそれらの併用に分かれる。開設時と比べると、本学教員による教科書の公刊が増え、それらを教材として使用する割合が増えてきている。

(2) 教育内容

授業はカリキュラムに則り、法曹養成制度としてふさわしい内容で行われている。ほぼ例外なく、シラバスに示された教育内容を実施しており、これに齟齬する、あるいは教育内容を大きく逸脱するような授業は見られない。2007年度秋学期授業評価アンケートの集計結果では、「授業内容は、シラバスで示された主題や目的に十分にそっていたと思いますか」に対する学生の評価が4.1であることからそのような理解できる。もっとも、科目によっては、予定された内容を実施できずに補習でそれを補うことも行われているが、この点は今後改善を要する。

(3) 授業の仕方

授業の仕方はそれぞれの開講科目の性質、狙い、目的に応じてその態様・方法は異なる。その方法は、「講義＝質問方式」、「事例問題解決方式」、「演習方式」および「臨床（臨場）実習方式」に分かれる。

「講義＝質問方式」は1年次の基本科目や基礎法学・隣接科目、先端・展開科目

^① 資料 32 授業科目ごとの自己点検・評価

などでみられる。「講義＝質問方式」では、一方的な情報伝達の後、その内容あるいは設問について学生に質問し答えて行く方式と、授業の最後のほうで質問があれば受け付ける方式とがある。法律基本科目および実務基礎科目などでは前者がほとんどであり、基礎法学・隣接科目や先端・展開科目では後者が多い。講義にかえてビデオを用いる授業もあり、学生からも一定の評価を得ている。

「事例問題解決方式」は、おもに教科書として「演習問題集」や教員がまとめた教材用の冊子を与え、対話方式を用いて進めるもの、順次報告制度をとるもの、起案をさせたうえで講評を行うものなどがある。基礎演習や特別演習、実務基礎科目のいくつか、あるいは3年次の総合演習科目ではこのような方式の授業が多い。

「演習方式」は、あらかじめ設定され、割り当てられたテーマあるいは「演習問題集」にしたがって準備してきた学生が順次報告してゆくという形の授業方法である。少人数で行われる先端・展開科目の授業にみられる。

「臨床（臨場）実習方式」は、実務基礎科目の一部で行われている方法であり、生のケースを教員の指導のもとに学生に実際に担当させたり、シミュレーション事例を用いてロールプレイをさせたりしたうえで、振り返りを行う形の授業方法である。特にSC（模擬依頼者）を活用しての授業は特色の一つである。

各学期末には授業評価アンケートが実施され、その内容を各教員が受け止めて、授業内容の改善が図られている。また学期の途中で「中間アンケート」を実施して、学生の声に対応した授業改善を行っている。

（4）履修指導

全ての科目で、シラバスに毎回の授業で行われる内容があらかじめ示されている。さらにほとんどの科目で、事前課題が出され、受講生にかなりの予習を求めている。ただし、その要求の程度は、法律基本科目および実務基礎科目において高く、また学生による授業評価でも予習して授業に出た者の割合は相当高い。他方、展開・先端科目では科目によって相当のばらつきがあるものの、やや高いが、基礎法学・隣接科目では予習する比率はかなり低い。

中間レポートや小テストを実施する科目が、法律基本科目および実務基礎科目を中心に増えてきている。これは、学生が法律学の基本的な知識の理解度を確認する上で有効であると思われる。展開・先端科目でも、知識を自分でまとめて示す力を

養成するために、レポートを課す科目がある。

2. 点検・評価

現状で概観したように、全体として、開講科目ごとに工夫した授業がなされており、学生の満足度も高い。たとえば、2007年度秋学期の授業評価アンケート結果^①によれば、「教員は、十分に準備をして授業に臨んでいたと思いますか」の設問に対する学生評価の平均は4.2（5段階評価。「強くそう思う」が5で、「そう思う」が4）であり、「双方向、多方向授業の工夫をしていたと思いますか」に対する評価は4.0、「教員の説明はわかりやすかったと思いますか」に対する評価は4.0である。

全体として少人数教育が追求、実施されており、教育効果も高いと評価できるが、なお、科目によっては、学生の満足度が低い授業もあり、課題を残している。双方向的授業のあり方（とりわけ1年次の法律基本科目においてどの程度双方向授業を取り入れるべきであるのか）、純粹未修者に対する教育方法、授業方法の改善に向けた組織的取り組みのあり方など、この間かなり意識的に取り組んできているとはいうものの、今後さらに検討を進める必要がある。

3. 自己評定

B

おおむね、授業内容はよく工夫されており、学生の満足度も高いが、さらなる改善を進める必要がある。

4. 今後の改善計画

法律基本科目および実務基礎科目では、よりきめの細かい指導が計画されている。限られた時間枠で重要な内容を教えるため内容を精選すること、理解力不足の学生への対策を工夫すること、同一科目を複数教員で担当している場合の相互の連携を強めることなどが課題として認識されている。また、授業期間中に行われる中間アンケートの活用や終了後の授業評価結果をふまえた授業の質の向上も、引き続き課題となっている。

特別演習科目群は、本法科大学院独自の少人数教育の場であり、受講した学生か

^① 資料 25 『授業評価アンケート結果報告書』2007年度秋学期

らの満足度も高い。ただ、特別演習はクラスにより履修者数にばらつきがあり、その位置づけを学生に周知徹底する必要がある。

6-2-1 理論と実務の架橋

(評価基準) 理論教育と実務教育との架橋を意識した授業が実施されていること

1. 現状

「理論教育と実務教育との架橋を意識した授業」として一般的に想起されるのは研究者教員と実務家教員の双方が一つの授業を共同で担当するというイメージであるが、研究者教員と実務家教員の双方が一つの授業を共同で担当したとしても、単にそれぞれがお互いの立場から意見を述べあうというだけであれば、必ずしも「架橋を意識した授業」とはいえない。法律基本科目や展開・先端科目において実務を意識して授業をしているかどうかや、実務基礎科目において理論的視野を常に持って授業をしているどうか等を、総合的に見ていく必要がある。

このような視点から、本法科大学院で特に理論教育と実務教育との架橋を意識した取り組みと評価できるものは以下のとおりである。

(1) 本法科大学院の開設準備段階から、カリキュラムの策定に実務家教員も積極的に参加し、実務基礎科目についてだけでなく、法律基本科目の編成についても実務家教員の意見を大幅に取り入れたこと。また開設後も、カリキュラム委員会において、研究者教員と実務家教員が絶えずカリキュラム編成や教育内容の改善について共同で議論をする努力を重ねてきたこと。

(2) 実務基礎科目だけでなく、法律基本科目の教育についても実務家教員が積極的に参加することによって、法律基本科目の教育に実務教育の観点を導入したこと。なお、実務家教員が法律基本科目に具体的に参画している具体例は次のとおりである。

ア 民法演習Ⅱ（2年次担当）

全クラスを実務家教員が担当

イ 刑法演習（2年次担当）、民事訴訟法演習Ⅰ・Ⅱ（2年次担当）、刑事訴訟法演習（2年次担当）

いずれも研究者教員と実務家教員が分担してクラスを担当。事前に担当者間で

打ち合わせを行っている。

ウ 民法法総合演習Ⅰ・Ⅱ（３年次担当）

研究者教員と実務家教員がペアで担当している。なお、担当する教員間でここ数年間にわたり、かなり綿密に協議を重ねてきたことにより、授業内容が理論と実務の架橋の観点から噛み合ってきている。

エ 刑法法総合演習（３年次担当）

全クラスを実務家教員が担当

オ 商法法総合演習（３年次担当）

研究者教員と実務家教員がペアで担当している。事前に担当者間の打ち合わせを行う。

(3) 展開・先端科目においても、理論と実務の架橋を意識したカリキュラムの組み立てを取り入れていること。具体例は次のとおりである。

ア 「環境政策と法」を研究者教員が担当したうえで、実務家教員の「環境法演習」につなげている。

イ 公法総合演習を研究者教員が実施しつつ、実務家教員が「公法実務」を担当している。

これらの科目間では、カリキュラムの体系性を持たせるよう、連絡協議が行われている。

(4) 実務基礎科目の中でも、民事ローヤリングⅡや民事ローヤリングⅢ等の中で、研究者教員が部分的に授業に参加することが行われてきた。ただし、継続的なものではない。

(5) 2004年度から3年間にわたり、文部科学省の形成支援プログラム「模擬法律事務所による独創的教育方法の展開」で、シミュレーションを用いた先端的な教育方法の研究と実践を重ね、2007年度からは、専門職大学院等教育推進プログラム「先進的シミュレーション教育手法の開発」が採択され、シミュレーション教育の先端的な開発・実践を更に継続して展開している。これらのプログラムはまさに理論と実務を架橋する先進的・創造的な教育手法を開発する試み

であり、この間研究者教員と実務家教員が共同して精力的な研究・開発・実践を行い、大きな成果を蓄積している。

2. 点検・評価

上記のように法律基本科目の教育に実務家教員が積極的に参画することによって「理論教育と実務教育との架橋を意識した授業」が相当程度実現されていると思われるが、「架橋」をより深化させるためには、研究者教員と実務家教員とによる授業内容についての綿密な打ち合わせが必要である。この点については、各科目の担当者間で相当綿密に授業前・授業後の検討会が開催されており、「架橋」への試みは一定程度なされていると考えられる。

また、「架橋を意識した授業」を学生が履修する機会については、上記科目のうち2年次配当科目は必修科目であり、また、3年次配当科目は選択必修科目（民法総合演習Ⅰ・Ⅱ、刑事法総合演習、公法総合演習のうち2科目）であるが全科目の履修を強く推奨しているため、実際には多くの学生が4科目とも履修している。学生が「架橋を意識した授業」を履修する機会は多いといえる。

加えて、前述したシミュレーション教育の先端的な開発も「架橋を意識した授業」を構築するプログラムであり、本法科大学院の重視する取り組みである。

なお現状では、実務基礎科目は基本的に実務家教員が担当しており、授業の中で理論との架橋を意識して行われている授業は少なくないものの、研究者教員の参画が極めて少ないという問題点はある。

以上「理論教育と実務教育との架橋を意識した授業」は全般的に充実しているといえるが、研究者教員と実務家教員の密接な授業作りという点に今後の課題がある。

3. 自己評定

B

4. 改善計画

(1) 「架橋を意識した授業」の意味内容について、みなし専任教員を含む全専任教員が構成員であるカリキュラム委員会等で、更なる検討を深める。

- (2) 個々の科目における「架橋の試み」については、各科目の担当者会議で、学生の意見・反応を参考に、「架橋」をより深化させるように更に検討する。
- (3) 「公法総合演習」と「公法実務」といった科目間の連携を更に強めるほか、他の分野でも「架橋」を意識した科目の新設等をさらに工夫していく必要がある。

6-2-2 臨床教育

(評価基準) 臨床科目が適切に開設され実施されていること。

1. 現状

臨床科目としては、民事ローヤリングⅠ・Ⅱ・Ⅲ、エクスターンシップ、クリニックA、クリニックBが開設されている。履修者数(上段)と単位修得者数(下段)は次のとおりである。

	2004		2005		2006		2007	
	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
エクスターンシップ [°]	—	17	2	25	4	25	3	28
		17	2	25	4	25	3	28
ローヤリング [°] ※	—	45	—	80	—	41	—	16
		43		73		39		16
民事ローヤリングⅠ	—	—	—	—	—	—	136	—
							130	
民事ローヤリングⅢ	—	—	—	—	—	—	10	—
							10	
クリニックA	—	—	6	6	9	10	8	8
			6	6	9	10	8	8
クリニックB	—	—	3	0	2	4	5	3
			3	0	2	4	4	3

※2007年度より、ローヤリング[°]は民事ローヤリングⅡの人数

ローヤリングは、2006年度まで開設していたが、科目を系統化するためにカリキュラム改革を行い、2007年度より「法文書作成・法情報調査」「ローヤリング」「民事模擬裁判」を統合・整理し、民事ローヤリングⅠ、Ⅱ、Ⅲに再編した。

民事ローヤリングⅠは、法曹に必要な法情報調査と法文書作成およびコミュニケーションの基礎的な技能を修得するための科目で必修である。前半は法情報調査や法的メモのまとめ方を扱い、後半では、SC(模擬依頼者)を使い、シミュレーシ

オン事例を用いたロール・プレイを行いながら総合的・実践的な修得を目指している。2年次春学期に模擬法律相談を実施するかどうかについては学習の進展との関係で早すぎるという意見（知識、考える力、書く力に集中すべき）、逆に早い段階で「法を使って人に役立つ」という体験を行うことが重要だという意見の両論があったが、本法科大学院が実践するシミュレーションと模擬依頼者を用いた体験型学習を全員に履修させることを重視して、導入した。

民事ローヤリングⅡは、面接技法面など、民事ローヤリングⅠで十分とりあげなかった法的コミュニケーションや紛争解決論にも焦点をあてる。交渉、調停、最後に企業法務としてもシミュレーションを入れている。また、バーチャル・ローフォーム同士のやり取りを多用している。

民事ローヤリングⅢは、民事模擬裁判を行っている。

クリニックAは、地域広報誌等で宣伝を行ったうえで、市民の一般法律相談を学内において無料で行うもので、実務家教員の指導のもと、1学期間で学生一人あたり数回以上の法律相談を行うことが予定されている。

クリニックBは、専門分野に興味を有する学生が専門分野を取り扱う実務家教員のいる法律事務所で1学期間、不定期に通い、弁護士会議等に出席して、実際の事件に触れながらその知識を深めるものであり、短期の分野を限定した司法修習に近い。ただし、修習生よりも研修できる領域が限定されることは当然である。また、内容の水準を確保するため、あらかじめ受講者が行うべき内容を、依頼者との面談、法情報調査、法廷傍聴など指定し、合計60時間以上の実習時間を確保するように指導している^①。現在、環境法、税務訴訟、労働法（労働側）、女性の権利の4つのクリニックが開設されている。なお、クリニックA・Bとも2年次配当科目であるが、春学期の対象者は3年次としている。

エクスターンシップは、学期末の休暇期間を利用して2週間（10日間、60時間）集中方式で、弁護士会から紹介を受けた法律事務所や本法科大学院と提携している法律事務所で実務研修を受けるもので、春と秋の2回実施している。実習前のオリエンテーションを含む講義と実習後の報告・集団討議を実施している。実務研修の内容も、単なる事務所見学ではなく、学生が具体的ケースに主体的に取り組めるよう研修先事務所に趣旨を徹底するとともに、学生には日誌の詳細な記載等による振り

^① 資料12 シラバス集 司法研究科（法科大学院）2008年度 P.103

返りを行わせている。なお、9月の実施分については3年次生を対象としている。

クリニックやエクスターンシップの受講にあたっては、誓約書を学生に提出させ、守秘義務等の倫理についての遵守を徹底している。また、クリニックAにおいては、教員の指導のもとではあるが、学生が法律相談を担当するため、依頼者である市民に対して事前に趣旨説明を行い、同意書を提出してもらっている。

なお、損害賠償保険には全学生が加入している。

2. 点検・評価

民事ローヤリングⅠ・Ⅱ・Ⅲについては、シミュレーション教育の先進校として、2004年度は俳優、2005年度は医学部における模擬患者グループの協力による市民のSC（模擬依頼者）を活用し、さらに2006年度以降は当校が募集した市民ボランティアからなるSC（模擬依頼者）30名弱を活用して、きわめてリアルな形で模擬法律相談、模擬交渉、模擬調停、模擬裁判などを実施している。^①

シミュレーション教育の究極の目的は、法に内在する正義の実現の実践という体験を通じて、職業として法を用いていく専門職としての識見、技能、倫理を高める点にある。その意味で2005年3月に開催された国際シンポジウム「正義は教えられるか～法律家の社会的責任とロースクール教育～」は上記の実務教育の太いバックボーンとなっている。その後の実践報告、評価および課題については、「変わる専門職教育～シミュレーション教育の有効性」（2005年10月）、「模擬法律事務所はロースクール教育を変えるか～シミュレーション教育の国際的経験を学ぶ～」（2006年2月）、「よき法曹を育てる～法科大学院の理念とシミュレーション教育」（2006年10月）の報告書に詳しい。^②

2007年度では、必修の民事ローヤリングⅠに関して、学生からは、知識が不十分な段階での模擬法律相談については緊張によるストレスが高いという消極意見も一部あったものの、法を主体的に使う体験を通じて、実体法や手続法の理解が深まったり、学習へのインセンティブが強まったという積極的評価が多かった。

ただ、全員が民事ローヤリングⅠを履修したことや、同じ2年秋学期にある民事

① 資料33 「SC（模擬依頼者）活動中間報告書—ロースクールにおけるシミュレーション教育に参加して—」

② 資料5 『変わる専門職教育—シミュレーション教育の有効性—』

資料3 『模擬法律事務所はロースクール教育を変えるか—シミュレーション教育の国際的経験を学ぶ—』

資料4 『よき法曹を育てる～法科大学院の理念とシミュレーション教育』

裁判実務Ⅰ，刑事裁判実務Ⅰの両科目を必修科目としたこともあって、民事ローヤリングⅡの履修者が減少した。学生の中には、司法試験に直結する科目を重視する傾向と、授業準備負担の重い科目を避ける傾向が強い。このため、民事ローヤリングⅡと実務系の基幹科目との履修時期の調整の課題が出てきている。

クリニックAの相談内容は、離婚、相続、契約、相隣関係など各分野に及ぶ一般的な法律相談であり、2005年度から2007年度まで、ほぼ毎回法律相談を実施することができている。地域貢献とともに、学生にとってもやりがいのあるプログラムとなっている。その詳細の報告は2005年12月に行われた法科大学院協会のシンポジウムで本法科大学院の受講生が報告している。

クリニックBは、2007年度は春学期に環境法で2名、税務訴訟で1名、秋学期に女性の権利で1名の履修者があった。いずれも特殊な分野であり、専門の実務家の最先端の事件に接することで、専門分野への興味と基礎力の強化が必要であることを学生は学んだ。

3. 自己評定

A

本法科大学院では研究者教員と実務家教員が協力しつつ、シミュレーション教育を大胆かつ熱心に展開している。ことに、市民の模擬依頼者は30名近くの登録があり、しかも熱意をもって参加していただいている。2年次生全員が民事ローヤリングⅠで必ず一度は主任としてSC（模擬依頼者）相手の模擬法律相談を体験するプログラムとなっており、さらにⅡ・Ⅲで弁護士の活動を自ら主体的に体験することができ、学生からは「もっともロースクールらしい授業」との声もある。

クリニックAは地域に定着しつつあり、クリニックBも少人数ながら専門性のある教育が行われている。また、エクスターンシップも希望者が多く、学生のスキルと問題意識（あるべき法曹像を含めて）を大きく前進させる充実した研修となっている。

4. 今後の改善計画

2007年度からカリキュラム改革を行い、臨床科目を系統化した。2007年度からは2年間「先進的シミュレーション教育手法の開発」が文部科学省の教育推進プログ

ラムに採択された。民事シミュレーション教育においては学生の実践に対する評価のあり方の検討を行っている。また、刑事模擬裁判、専門職責任などにおいてもシミュレーション教育の開発を進めている。

刑事模擬裁判について（追加）

1 現状

刑事模擬裁判は、3年次春学期に開講しており、派遣裁判官1名、弁護士2名の3名の実務家教員が指導に当たっている。

なお、履修者数と単位修得者数は次のとおりである。2007年度に受講者数が急増しているのは、選択必修科目となったことが影響している。

	2005	2006	2007
履修者数	8	5	27
単位修得者数	8	5	27

刑事模擬裁判では、段階的かつ効率的に刑事訴訟手続を学ばせるため、3つの模擬裁判を行うこととしている。

まず、第1段階として、教科書（司法研修所編「刑事第一審公判手続の概要－参考記録に基づいて－平成19年版」）を使用して、刑事公判手続の概説とDVD視聴をした上で、教科書に登載されている模擬事件記録をシナリオどおりに実演させ、刑事訴訟手続についての基本的な知識の確認・復習させている。

次に、第2段階として、シナリオのない自白事件の模擬裁判を行っている。この模擬裁判においては、まず検察官役に模擬捜査記録（法務総合研究所作成の事件記録教材を利用）を検討させて起訴させるところから始めている。その後、検察官役には、請求証拠の選択、冒頭陳述、論告等の準備をさせ、弁護人役には、被告人と接見させ、これを踏まえて検察官請求証拠に対する意見を検討させるほか、情状証人との打ち合わせ、被害者との示談交渉等を実践させた上で、弁論の準備をさせている。そして、裁判官役の主宰による準備期日を経て模擬公判期日を開き、冒頭手続から判決まで、学生が自ら考えた進行で実演させている。

そして、以上2つの模擬裁判の実践を踏まえた上で、仕上げの第3段階として、否認事件の模擬裁判を行っている。この模擬裁判においても、検察官役に模擬捜査記録（教員が実際の事件を参考に作成したオリジナルの事件記録）を検討させて起訴させるところから始めており、これに続いて、請求証拠の選択、被告人と

の接見、証拠意見の検討、証人テスト、準備手続又は公判前整理手続（証拠開示、争点及び証拠の整理）、冒頭陳述、論告、弁論の検討等、実際の事件と全く同様の準備をさせた上で、冒頭手続から判決まで、学生が自ら考えた進行で模擬公判期日を実演させている。

なお、2007年度から2年間文部科学省の教育推進プログラムに採択された「先進的シミュレーション教育手法の開発」のテーマの一つとして「裁判員制度と刑事シミュレーション教育」がある。

そこで、2008年度の刑事模擬裁判の授業では、SC（模擬依頼者）から選定した裁判員役を加えて裁判員制度対象事件（殺人未遂等事件）の模擬裁判を行い、訴訟当事者の役割や訴訟活動の在り方を実践的観点から指導しており、この実践を通じて、裁判員制度の下での訴訟当事者の役割や訴訟活動の在り方を理解・習得させる教育手法の開発を進めている。

2 点検・評価

以上のとおり、刑事模擬裁判においては、段階を踏みながら実際の事件に極めて近い形の模擬裁判を実施し、その過程で学生には起訴状、証拠等関係カード、証拠意見書、冒頭陳述、論告、弁論等、多数の訴訟書類の起案をさせており、学生に対して質の高いシミュレーション教育の提供が行われている。

学生からは、準備の負担が大きいという消極的評価も一部あったものの、刑事訴訟手続の実践を通じて、刑事実体法及び手続法に関する知識や理解が深まった、刑事法に関する興味が湧き、学習への意欲が高まったなどの積極的な評価が多く、教員としても、実務家教員としての能力とノウハウを最も発揮できる授業であって、実務の魅力と問題点を学生に伝達する最良の場として機能している。

このように、刑事模擬裁判は、司法修習との有機的連携という点からしても、もっともロースクールの理念にかなった、もっともロースクールらしい授業の一つということができる。

3 自己評定

6-2-2 臨床教育の自己評定欄記載のとおり

第7分野 法曹に必要な資質・能力の養成

7-1-1 法曹養成教育

(評価基準) 法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育内容が、開設科目等の中で適切に計画され、適切に実施されていること

1. 現状

<法曹に必要なマインドの養成について>

(1) 本法科大学院は、スクール・モットーの《Mastery for Service》(奉仕のための練達)を体現できる法曹、具体的には、「人間性にあふれた問題解決能力のある法曹」の養成を目指している。従って、何よりも「法曹としての使命・責任の自覚」という点について留意しており、授業のみならずあらゆる機会を捉えて「何のために法曹になるのか」、「どのような法曹になるのか」という問いかけを学生に発信している。また、実務家教員による講演会を随時開催し、学生のこの面での意識の涵養をはかっている。なお、法曹倫理については、実務基礎科目として専門職責任(法曹倫理)を必修科目とするとともに、民事ローヤリングⅠ・Ⅱ・Ⅲ、エクスターンシップ、クリニックA・B等の科目でも、それに触れることによって、その徹底をはかっている。

(2) 「法曹に必要なマインド」の到達レベルとその達成方法について教授会等でしばしば議論している。また、文部科学省の形成支援プログラムに採択された「模擬法律事務所による独創的教育方法の展開」や教育推進プログラムに採択された「先進的シミュレーション教育手法の開発」の実施に伴う研究活動(学内研究会、国内・国際シンポジウム等)でも、特にこの点についての議論を深めている。

<法曹に必要なスキルの養成について>

(1) 本学のスクール・モットーである《Mastery for Service》(奉仕のための練達)を体現できる法曹であるためには、何よりも十分な専門的知識と実務法曹としての一定のスキルが必要である。本法科大学院でも、法務研究財団が提示している7つのスキルの養成をきわめて重視している。以下、スキルごとに、それを

養成するための本学での取り組みを簡単に整理する。

- ①問題解決能力 問題解決能力の養成は特に重視しており、教授会等でもこの能力の養成についての議論がしばしばなされている。この議論を受け、教員は問題設定や授業方法等を工夫している。また、民事ローヤリングⅠ・Ⅱ・ⅢやクリニックA等、特にこの点を目的とした科目も開設している（民事ローヤリングではS C（模擬依頼者）を活用した授業が行われており、依頼者の納得する形での問題解決が追求されている）。
- ②法的知識 専門的知識については、所定の単位を修得すれば、実務法曹に必要な基本的知識といくつかの領域における先端的知識を得ることができるようなカリキュラムが策定されている。法情報調査力については、民事ローヤリングⅠを必修科目として開設しており、基本的な調査能力は修得できると考えている。
- ③事実調査・事実認定能力 2、3年次の演習科目および民事裁判実務Ⅰ・Ⅱ、刑事裁判実務Ⅰ・Ⅱ、民事ローヤリングⅢ、刑事模擬裁判等の科目で事実認定や証拠、要件事実等について、実務家教員による熱心な教育が行われている。
- ④法的分析・推論能力 これらの能力についても、上記③の科目をはじめ多くの科目で教育が行われている。
- ⑤創造的・批判的検討能力 判例・通説だけでなく、それに批判的な視点からの検討を行うことが、実定法の各科目において、特に留意されている。また、本法科大学院では、基礎法学・隣接科目を特に重視し、英米法総論を必修とする他、必要修得単位数も多く設定している（6単位）ので、自ずとこれらの能力が養成されると考えている。
- ⑥法的議論・表現・説得能力 法的問題を検討するメモや各種法文書を作成する能力の養成については、民事ローヤリングⅠを必修科目として開設し、きわめて少人数で実施しているため（1クラス10名程度）、履修者は相当高い程度のレベルに達していると思われる（エクスターンシップを担当した指導弁護士の多くは、学生の法文書作成能力の高さを評価している）。また、模擬依頼者を活用した民事ローヤリングⅡでは、特に表現・説得能力が訓練される。さらに演習科目も25名以内の少人数で開講し、双方向授業の徹底をはかっているため、学生の法的議論・表現・説得の能力はかなりの水準にあると考えている。3年次の総合演習科目でも口頭での法的議論のみならず起案による説得的論述能力の涵養も含めて重

視している。

⑦コミュニケーション能力 民事ローヤリングⅠ・Ⅱ・Ⅲ、クリニックA、刑事模擬裁判等で、コミュニケーション能力の養成をはかっている。この点はとりわけ重視している点である。

(2) スキルのレベルについては、特に議論していないが、教授会等の議論では、「司法研修所の前期修習修了程度」が暗黙の前提になっている。

2. 点検・評価

以上のように、本法科大学院では、法曹に必要なマインドとスキルの養成をきわめて重視しており、これらの点を主たる目的とする科目（専門職責任、民事ローヤリングⅠ・Ⅱ・Ⅲ、クリニックA・B、エクスターンシップ等）を必修あるいは選択必修科目として開設しているので、科目横断的な面からの検討もなされているといえる。また、実務家教員が多いという本学の特性もあり、教授会等でも、これらの点については常に議論しているので、研究者教員のこれらの点に対する意識は高いと考えられる。学生のこれらの科目に対する勉学意欲も強く、実務家教員の献身的な努力もあって、その満足度も高い。ただ、学生には、これらの科目の学習が新司法試験と必ずしも直結しないとの認識が一部にある。学生に対する履修指導を工夫するなどして、学生の学習意欲が低下することを防止する必要がある。

また、当初から双方向授業の重要性を認識し、年2回の授業参観とその後の検討会で双方向授業の進め方についての議論もしているので、研究者教員の担当する授業においても法的議論・表現・説得能力やコミュニケーション能力が養成されると考えている。

なお、法律基本科目への実務家教員の参加、実務基礎科目への研究者教員の参加は、当初、民法演習Ⅱを実務家教員が担当し、民事法総合演習Ⅰ・Ⅱを実務家教員と研究者教員の双方で担当するという形で試みた。しかし、その拡大はなかなか進まず、本法科大学院開設以来の課題であったが、ようやく2006年度から実務家教員担当の民事ローヤリングⅡに部分的ではあるが研究者教員が参加したり、また研究者教員担当であった基礎演習の一部のクラスを実務家教員が担当し、SC（模擬依頼者）を導入するといった試みがなされるようになってきている。今後、このような相互乗り入れの形式の拡大を検討したい。

3. 自己評定

A

4. 改善計画

法曹養成に関する本法科大学院の教育は相当程度充実していると考えているが、その更なる充実のため「模擬法律事務所（バーチャル・ローファーム）制度」の導入を計画し2007年度より具体化を進めている。それとともに法曹養成に関する教育やカリキュラム等の改革を継続していく予定である。

また、法曹養成に研究者教員も積極的に参画するために、研究者教員の実務基礎科目への参加を試みるとともに、実務家教員の法律基本科目への参加をさらに進めたい。

第8分野 学習環境

8-1-1 施設・設備の確保・整備

(評価基準) 授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。

1. 現状

2004年3月に竣工した大学院2号館(地下1階、地上3階)を専用棟とし、隣接する大学院1号館(地下1階、地上3階)の全研究科共用の教室、大学院学生共同研究室も使用している。また、全学共用棟、メディア・研究棟、第4別館の教室も利用している。教員の個人研究室は、少し離れたメディア・研究棟に設けられている。^①

(1) 大学院2号館(法科大学院専用棟)

ア 地下1階

双方向授業が可能なコの字型に座席を配置した座席数57席の階段(講義)教室が1室、机の移動が可能な座席数36席の演習教室が1室、10席の楕円形の和訳テーブルと36席の学生席のある民事和訳室が1室、座席数10席の多目的室が2室、閲覧席タイプの30席の自習室が1室、ロッカー室(396個)が設置されている。

民事和訳室には記録用のカメラ2台と通常のAV設備を整備している。多目的室には模擬実習が行えるように録画用ビデオセットを整備している。また、ロッカーは全学生に貸与している。

イ 1階

法律関係の内外の図書資料・雑誌を整備し、データベース検索も可能なパソコン5台、プリンタ1台およびコピー機3台を設置した資料室が1室、48台のパソコンを設置し法律に関するデータベースを検索したりレポートの作成等を行うための法情報検索室が1室、教員が教材を開発・準備するためにパソコン

^① 資料34 関西学院キャンパスマップ
資料1 関西学院大学法科大学院(パンフレット) P.7
資料35 関西学院新月池周辺再開発計画2004

2台、カラープリンタ1台、コピー機1台の他、スキャナー、ビデオ編集機器を備えた教材準備室が1室、学生の自主的研究会などに使用できる多目的室が1室、設置されている。その他に、研究科長室、事務室、教務補佐室、教員控室、などがある。

ウ 2階

座席数159席の独立型自習机（キャレル）の自習室1室、閲覧席タイプの座席60席の自習室1室、ならびに学生がくつろぐためのラウンジを設置。なお、自習室の開室時間は平日、土曜日、日曜日とも午前7時から午後11時までである。

エ 3階

地下1階と同じ形の、双方向授業が可能なコの字型に座席を配置した座席数57席の階段教室が1室、通常の法廷設備に加え外国法実務に習熟できるよう陪審員席を12席備え、陪審裁判の実習にも対応できる傍聴席80席の模擬法廷がある。模擬法廷は、記録・配信用に5台のカメラを設置し、刑事裁判で採用されているビデオリンク方式の証人尋問にも対応できる。

オ その他の設備・施設利用時間

大学院2号館の教室には、いずれも情報コンセントを配置し、基本的なAV設備を整備している。地下1階と3階の階段教室は録画、送信用のカメラも設置している。

大学院2号館は午前7時から午後11時まで利用でき、授業時間外はカード方式での入退館システムをとっている。特定の日（8日間）を除き年間利用できる。

(2) 大学院1号館

法科大学院専用棟（大学院2号館）に隣接して、関西学院大学全体の大学院生のための大学院1号館（地下1階、地上3階）がある。大学院1号館には、講義室4室、演習室9室、院生共同研究室6室（総席数180席）が設置され、法科大学院の授業や学生の自習に利用されている。大学院1号館の開館時間帯等は、大学院2号館と同様である。

(3) 時計台自習室

自習室の不足を補うために、旧図書館時計台に大学院生共同研究室が整備され、本法科大学院の学生も利用が可能となっている。

以上の施設の現状に対して、学生がどのような要望をもっているのかについて調査するために、本年2月に学生アンケートを実施した^①。その結果によれば、施設に対する学生の不満として、以下のような点が指摘された。

- ア 独立型自習机（キャレル）が学生全員分ないことへの不満や、その他の自習室も含めた机不足の不満が非常に多い。
- イ 教室について、受講者の多い授業に対応できておらず、全学共用棟や第4別館などの、かなり遠い建物に行く必要がある、模擬法廷が十分に利用されていないのではないか、との不満があった。
- ウ 自主ゼミをする部屋が少ない、大学院1号館を含めた部屋の自主的使用をもっと認めて欲しい、との要望がかなり多い。
- エ 教室の空調について、冷暖房が集中コントロールになっているため部屋ごとの調整ができない、といった不満もある。
- オ 資料室に対しては、スペースが狭く、蔵書数も少なく、室外持ち出しが認められていないことなど、不満が強い。利用度の高い図書が紛失することに対する苦情もある。
- カ ロッカーが小さすぎて使用勝手が悪い、との声も多い。
- キ 2階のラウンジが狭い、キャレルの近く過ぎて使いにくい、一部の者が占用しているなどの不満が寄せられている。
- ク キャレルの24時間利用、法科大学院棟の通年開館を求める声も根強い。

2. 点検・評価

上記の現状と、学生アンケートの結果を踏まえて、施設の整備については以下のように点検・評価できる。

- ア 法科大学院としての基本的施設は整備されている。独立した法科大学院専用棟は、法科大学院教育には欠かせないものであるが、前述した大学院2号館（専

^① 資料9 学習環境に関するアンケート結果

用棟)の中に、事務室や教務補佐室のほかに、双方向授業に対応した教室や、模擬法廷、民事和解室等の実務教育に応じた教室、さらに学習をサポートする資料室、法情報検索室および自習室の相当部分、ラウンジ等がまとめて入っており、基本的には利便性がよいものとなっている。教室が大学院2号館だけでは賄えず、大学院1号館、メディア・研究棟、全学共用棟などを利用しているが、大学院1号館は渡り廊下で繋がっており、特に不便はない。教員の個人研究室が、大学院1号館と道路をへだてたメディア・研究棟まで行く必要のある点が若干不便であるが、大きな問題ではない。

イ 少人数教育(学習)を行う上での施設は十分ではない。2007年度から法科大学院棟1階に学生用多目的室を1室増設したが、なお十分ではない。当研究科が取り組んでいる模擬法律事務所構想を本格的に進めようとするれば、更に多数の少人数用の部屋が必要となるが、現状のままでは対応が困難な面がある。

ウ 施設面での最大の問題は、法科大学院の全学生に独立型自習机(キャレル)が整備出来ていないことである。この点については学生からの不満が強く、改善の必要がある。自習室は、法科大学院棟、大学院1号館、時計台の全ての自習室をあわせると十分な数が用意されているが、自分の荷物・資料等の保管もできる独立型固定機のスペースを保障することは勉学のモチベーションを高める上でも重要な緊急課題である。

エ 2階のラウンジが狭いとの声も非常に多く、対処が必要である。ラウンジに給湯設備を設置して欲しいという学生の声については2008年度に改善できる予定である。

オ 事務室や資料室のスペースが狭く、学生へのサービスの提供上も支障が生じている。資料室の充実を求める学生の声にも対応する必要がある。

3. 自己評定

C

施設・設備の基本的な整備はできており、少人数教育に対応できる体制はとれている。ただし、独立型自習机(キャレル)や自主ゼミをするための小部屋の不足、資料室や事務室の狭さなどの点で不備がある。とりわけ、全学生へのキャレルの整備は学生からの要望が強く、一日でも早い整備が望まれる。

4. 今後の改善計画

(1) 独立型自習机（キャレル）や自主ゼミ用の小部屋については、全学生の需要を満たす方向での早急な対応が必要である。そのためには、大学院2号館（法科大学院棟）だけでは物理的に不可能であるので、大学院1号館その他の施設設備の利用方法を含めて、大学全体の意向や財政見通しをふまえた全学的な調整が必要である。

(2) ラウンジが狭いと不満については、学生の昼食や休憩の場所の問題であるので、空き教室の利用等を柔軟に認めていくことも考えられる。

8-1-2 図書・情報源の整備

(評価基準) 教育及び学習の上で必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されていること。

1. 現状

(1) 概観

本法科大学院の学生が学習や研究をするための図書資料および情報を利用する施設として、次の3つの施設が設置されている。^①

ア. 大学図書館

キャンパスの中央に位置する大学図書館は地上3階、地下2階の独立した建物で、蔵書数は約140万冊。法律学関係図書としても、国内及び外国の研究書、研究雑誌、資料など、必要な資料類はほぼそろっている。土曜・日曜も開館され、内部には自習室もある。大学院生は一度に20冊以内、60日間、図書を借り出すことができる。

イ. 法学部資料室

キャンパスの西側にある法学部2階に資料室があり、法律学の基本資料、とりわけ、戦前からの外国文献、判例集などが保管されている。各大学法学部から発行される紀要類のバックナンバーもそろっている。一度に20冊以内、60日間、図書を借り出すことができる。

ウ. 法科大学院資料室及び法情報検索室

学生の日常の学習を支援するための資料は法科大学院内の資料室に整備されているほか、パソコンから判例や文献などの基本資料を検索・印刷することができる。

以下、法科大学院資料室と法情報検索室等について、説明する。

(2) 法科大学院資料室

資料室では、主として学生の学習用資料として、最近発行された教科書や研究書を中心に、法律関係の内外の図書資料・雑誌を整備している。さらに、データベー

^① 資料34 関西学院キャンパスマップ

ス検索も可能な、パソコン5台、プリンタ1台、閲覧席17席が整備されている。併設のコピー室には、コピー機3台及び裁断機等の備品を整備している。

蔵書数 5722冊（製本雑誌数を含む）

学術雑誌 93タイトル（購入52タイトル、寄贈41タイトル）

- ・「判例時報」「法律時報」「法学教室」「法曹時報」「判例地方自治」「N・B・L」「季刊刑事弁護」は、創刊号からのバックナンバーを補充。
- ・「民商法雑誌」は戦後から、「自治研究」は1970年以降からのバックナンバーを補充。
- ・著名な法学研究者の著作集を20集整備。最近の主要な法学者の記念論文集も整備。

視聴覚資料 2点（寄贈DVD）

利用時間は、午前7時から午後11時までとなっている。

（3）法情報検索室

48台のパソコンを設置し、法律に関するデータベースを検索・収集したり、レポートの作成等を行うための法情報検索室がある。

利用できるデータベースは次の3種類である。

ア LLI

- ・LLIでは、最高裁判所判例解説のほか、判例タイムズ、ジュリスト、旬刊金融法務事情、金融・商事判例、労働判例等主要法律雑誌に掲載された論文・資料がすべて検索及び印刷が可能である。

イ LEX/DB

- ・LEX/DBでは、判例検索＋法律時報文献月報検索などができる。

ウ Lexis Nexis JP

- ・Lexis Nexis JPでは、判例、法令等の検索、印刷ができる。

なお、これらのデータベースは、自習室に持ち込んだ個人のパソコンからもアクセスできる。また、LEX/DBとLexis Nexis JPについては、学外からもID、パスワードでアクセスが可能である。2008年度からは、LLIについても、学外からのアクセスが可能となった。利用時間は、午前7時から午後11時までとなっている。

(4) 資料室の運営等

資料室の図書を整備・充実についての年間予算は、約 800 万円（2008 年度）である。ほかに大学図書館図書費の割当分として約 1200 万円がある。図書資料関係予算の編成、購入図書資料の選定、資料室の管理・整備充実を図るため、図書委員会（教員 4 名で構成）が置かれ、選書作業を行い、資料室運営に伴う諸問題を解決するために定期的に活動を行っている。なお、資料室には 3 名（交代制で勤務）の専従職員がおり、教員の図書購入の手続や学生からの質問応対などの司書業務を行っている。資料室の利用の仕方などを学生に周知するために、「資料室便り」^①が年に 2 ～ 3 回発行されており、そこには学生から受けた質問への回答などが掲載されている。

2. 点検・評価

法科大学院の学生が日常の授業の予習・復習等を行うに必要な法律図書は、資料室にほぼそろっており、法令・判例・学説等を調査・検索するのに必要なデータベースは充実しており学生のアクセスも問題ないと評価できる。学術的な研究・調査をするには大学図書館や法学部資料室を利用する必要があるが、いずれもオンライン検索が可能であるし、大学図書館は法科大学院棟から比較的近い距離にあるので、特に不便はない。

ただし、問題がないわけではない。本年 2 月に実施した学生アンケート結果^②によれば、データベース検索そのものについての不満はないが、パソコンの起動が遅いことや、プリンタの調子が悪い等、機器関係の不満が多く見られた。また、資料室の図書の絶対量の不十分さを指摘する声も強い。さらに、不明本が多く、その対策を求める声が非常に多かった。他方で、資料室の図書の法情報検索室や自習室への持ち出し利用を求める声も多かった。

資料室の資料については、雑誌のバックナンバーや記念論文集の整備など、毎年かなりの前進を見ている。また、基本的なデータベースはそろっており、2008 年度からは L L I も学外からのアクセスが可能となった。しかしながら、資料室の狭さ、座席数の少なさ、不明本の増加など改善すべき点も多い。

① 資料 36 資料室便り

② 資料 9 学習環境に関するアンケート結果

3. 自己評定

B

上記のように、教育及び学習の上で必要な図書・情報源についてはかなり整備されているが、その利用環境について、機器の使い勝手の悪さや、図書利用の合理的なルールと体制整備の面で課題を残している。

4. 今後の改善計画

資料室の図書については、予算の制約もあるものの、引き続き充実を図る。資料室の図書の法情報検索室や自習室への持ち出し利用については、確かに学生の便宜にはつながるものの、管理の問題がある。何らかの合理的なルール作りができるかどうか、学生とともに工夫していく必要がある。また、学生がよく利用する図書については同一図書を何冊か置くことも検討する必要があるだろう。

8-2-1 学習支援体制

(評価基準) 学生が学習に集中できるように支援する体制が備わっていること。

1. 現状

(1) 奨学金制度

ア 本法科大学院生が利用できる奨学金制度の概要は、Study Information^①に記載している。

イ 奨学金の採用状況

①独自の支給奨学金 (2006年度・2007年度実績)	2006	2007
法科大学院特別支給奨学金 (学費全額相当額)	8名	6名
法科大学院第1種支給奨学金 (学費半額相当額)	11名	10名
法科大学院第2種支給奨学金 (学費半額相当額)	48名	53名

②独自の貸与奨学金

関西学院大学大学院貸与奨学金 (学費相当額)	12名	6名
同上 (学費半額相当額)	0名	1名

③外部の貸与奨学金制度 (2006年度・2007年度入学生実績)

日本学生支援機構 第一種奨学金 (無利子)	31名	36名
同上 第二種奨学金 (有利子)	25名	36名

ウ 学生アンケート結果

本年2月に実施した学生アンケートの結果^②によれば、奨学金については概ね肯定的な意見が多い。特に第2種支給奨学金はモチベーションを保つ上でも役立っているとの声が多い。他方、何席までが対象者であるかの公開を望む声や、学内の支給奨学金については1年ではなく学期ごとの成績によって次の学期の奨学金受給者を決めた方が、学習のモチベーションがあがるとの意見、その他、枠の拡大や、貸与奨学金の仕組みを分かり易く周知して欲しいというような要望が出されている。

① 資料11 2008年度司法研究科(法科大学院) Study Information P.25-26

② 資料9 学習環境に関するアンケート結果

(2) 学生との意見交換会およびクラス連絡会

最低限、年に1回研究科長室委員会が中心となって学生と意見交換会を開催し、授業、学習支援体制、施設・設備関係その他特にテーマを限定せずに意見交換を行ってきた。2007年度は学生13名、2006年度は学生8名、2005年度は学生8名、2004年度は学生14名が出席し、別紙資料のように活発な意見交換が行われた。特に2007年度はカリキュラムについての意見交換がなされ、教員も12名出席し、そこでなされた議論は後日のカリキュラム委員会で報告・検討され、改善案を議論した。なお、それぞれの出席者・内容については資料^①に記載している。

なお2008年度から、①学生からの本法科大学院に対する要望の取りまとめ、②学生間の意見調整、③定期的（最低年2回程度）な本法科大学院執行部との意見交換会の開催、④本法科大学院からの連絡事項等の伝達、を趣旨として、クラス連絡会を結成することになった^②。組織は、学年毎に特定の授業科目をクラスの単位とし、学期毎に交代するクラス代表者を1名選出して、クラスの要望の取りまとめや意見調整、執行部との意見交換会に参加、連絡事項等をクラスに伝達する役目を担うこととしている。

(3) 人間関係トラブル等の相談窓口の設置

本法科大学院での担当委員会として人権委員会があるが、これまで活動実績はない。大学としてのアカデミックハラスメントに関する冊子を全教員・全学生に配付するとともに、全学的な相談窓口を設けているが周知されていないためか、アンケートによるとそのような制度の存在自体を知らない学生が多い。

ただ、実質的にはこれら人間関係トラブル等の相談は教員または事務室が窓口となっており、相談のあったことについては、執行部、学生委員会で対応している。

(4) 意見箱の設置と要望実施の現状

学生が個別に意見を提出できる意見箱（原則、記名式であるが、無記名でも受け付けている）を設置している。原則として1ヶ月ごとに学生からの意見を取り

^① 資料23 司法研究科と学生との意見交換会メモ

^② 資料24 クラス連絡会の結成について

まとめ、研究科長室委員会で対応を検討している。対応内容については、掲示板、ホームページで公開している。過去の例では、学生向けの掲示方式に関する要望や、給湯設備の設置、修了後のキャレルの利用許可など、改善された事項も多い。個別の状況については、添付資料参照^①。

(5) その他

その他に、全学的には、2006年度より教務部内にキャンパス自立支援課が設置され、障害を持つ学生を組織的に支援する体制ができている。

2. 点検・評価

(1) 奨学金制度について

入学試験の成績で採用する特別支給、第1種支給奨学金は、入試成績の良い者が入学する誘因として設けているが、採用者が全員入学するわけではなく、繰り下げて採用する場合もある。また、標準年限までは継続できるものの、成績基準がクリアできず資格を失う者も少なくない。入試成績と入学後の学業成績との相関がそれほど強くないということであろう。したがって高いレベルで効果を上げているとは言い難い。ただ、継続できなかった特別支給と第1種支給の資金は第2種支給奨学金に振り替えられており、無駄になることはない。本学独自の支給奨学金は1学年の定員125名あたり最低25名(20%)が採用されている。また、貸与奨学金は本学独自の奨学金と日本学生支援機構の奨学金で、希望者のほぼ全員を採用できている。このことから、かなり充実していると評価できる。また、学生アンケートにもあるように、学習のモチベーションを上げるには各学期の成績に基づいて採用者を決定するほうが良いという意見のように、より効果的な運用方法を検討する余地はあるかも知れないが、手続上の煩雑さからは困難な面もある。

(2) 人間関係トラブル等の相談について

アカデミックハラスメントや、障害を持つ学生の支援、その他人権に関わる相

^① 資料37 「意見箱の設置について」および意見箱に寄せられた意見と対応

談制度は、全学的な体制は整備されているが学生に周知されているとはいえ、また利用のしやすさといった点で改善の必要がある。

(3) 学生の意見の把握について

その他の学生からの各種要望等に対しては、意見交換会や意見箱により実現の方向にむけて努力できており、評価できる。

3. 自己評定

B

4. 今後の改善計画

奨学金については、支給・貸与ともに更に充実を目指す必要があるが、とりわけ本学独自の貸与奨学金は、全学的な縮減の方向の中で、2009年度から減枠になる。しかし、奨学金に対する必要性が高いことから、第2種支給奨学金は10名の増枠が決定している。支給奨学金の趣旨に沿った運用について、さらに改善を図ることが考えられる。

人間関係のトラブルに関しては、教員が対応している例も少なくないが、学生が相談しやすい体制を整備するなど、さらに積極的な取り組みの検討が必要である。

8-2-2 学生へのアドバイス

(評価基準) 学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能していること。

1. 現状

本法科大学院では、以下に述べるような、学習指導・相談体制を設けている。

(1) 担任制度

全学生を対象に、研究者教員と実務家教員がペアで担任となる制度（1年次は基礎演習のクラス、2年次は民事ローヤリングⅠのクラス、3年次は特別演習のクラス（履修していない者は2年次の担任））を設けている。担任は、学生の要望に応じて、または担任の判断により、適宜相談や指導、懇親会等を実施している。担当する学生数は、1クラスあたり、1年次は10名程度、2年次は学生10名程度、3年次は10～15名である。

(2) レベルアップ検討会の実施

3年次生について、全専任教員が構成員であるカリキュラム委員会において、個々の学生について成績状況を見ながら、当該学生の弱い点等の意見を出し、今後の学習に向けてのアドバイスを担任が行うといった検討会を実施してきた。2006年度からは、2年次生についても、同様の検討と個別指導を数回行っている。^①

なお、学生指導を効率的、統一的に進めるため、「学生カルテ」の導入について議論している。

(3) オフィス・アワー

専任教員（みなし専任教員を含む）が、決められた時間帯または予約制により、学生の相談を受けたり、指導したりする時間を設けており、学生は適宜利用している^②。なお、現状では、オフィス・アワー以外の時間帯であっても、学生の相談や

^① 資料38 レベルアップ検討会メモおよび開催日
2005年2月26日、6月18日、2006年2月15日、3月6日、5月17日、7月12日
2007年1月24日、2月14日

^② 資料39 オフィス・アワー一覧、資料11 2008年度司法研究科 Study Information P.45

指導が頻繁に行われている。

(4) 定期試験終了後のフォロー

法律基本科目や実務基礎科目については、教授会での申し合わせにより、定期試験後の採点済の答案返却を制度化している。また問題解説の配付や講評会の開催、優秀答案の配付、学生との個別面談といったことも行われている。学生からの評判もかなりよい。

(5) 入学前、入学時のガイダンス、オリエンテーション

入学前の希望者に対して3回（2005年度は4回）の入学前ガイダンスを開催し、入学前の学生に入学までの勉強方法等について説明を行っている^①。

また、入学時に学生生活についての教務的、生活的なオリエンテーションを行い^②、全学生を対象とした授業科目ガイダンスを4月の授業開始前に実施している。さらに、2年次生に対しては、実務基礎科目等の履修についての説明会^③を9月に実施している。

(6) 教学補佐制度

上級生が1年次生を対象に、勉強会形式で学習補助を行う教学補佐制度を設けている。教えることは、教える側にとっても勉強になることでもあり、双方にとってメリットは大きい。毎学期5～6名の教学補佐を採用し、憲法・民法・刑法を中心に各科目週1回程度勉強会（講義）を実施している。参加人数は、毎回10名～20名である。

(7) その他

新司法試験の試験結果分析及び合格者の報告会を、学生の今後の勉強の一助として、教員と共にその年の合格者を迎えて、学習方法や体験談を聞く機会を設けている。

また、修了生対象には「就職ガイダンス」も実施している。2007年度は2月に、

① 資料 27 入学前オリエンテーション資料1～3

② 資料 28 入学時オリエンテーション資料

③ 資料 29 科目履修説明会

修了生 26 名、教員 6 名が出席し、修了生の就職活動報告と後輩へのアドバイス、質疑応答が行われた。2006 年度は大阪梅田キャンパスで、修了生 22 名、教員 9 名（非常勤を含む）が出席して開催された。なお近年、法曹以外の進路情報も欲しいとの声があがっている。

2. 点検・評価

毎年実施している学生との意見交換会や本年 2 月に実施した学生アンケートの結果^①によると、学習方法や進路選択等についての指導・相談体制に関して、成績中位・下位者と担任等の個別面談を節目に行ってきたこと等を含めて、学生の満足度も比較的高い。

しかし担任制度については、十分活用できていないとの声もある。今後さらに、担任制度を十分活用したフォローの仕組みを構築する必要があると思われる。もっとも、学生が教員にアドバイスを求めた場合には、丁寧に対応してくれているとの評価は得られている。現在、教員からのアドバイスはゼミやオフィス・アワー等での実際の指導の中で行われており、何を相談したらよいかも分からず、自分から積極的にアドバイスを求めることができない学生には、この方策が一番有効に機能している。なお、進路選択の相談や指導を実務家教員にやって欲しいとの声を反映して、2006 年から就職説明会を開催し、数名の実務家教員が出席している。

定期試験後の講評会や答案の返却およびその際の個別アドバイスは多くの科目で行われており、学生の評判もよい。実施されていない科目に対してはこれを求める意見が多く、教員によって差があることに対する不満は存在している。試験結果にもとづく個別指導は貴重であり、気付いた点をできるだけコメントすることが望まれている。なお、試験終了後のフォローは多くの科目で実施されており、学生の評判も良い。

教学補佐制度は、教員の指導でフォローし切れていない部分を補うものとして、有効に機能しており学生の評判も良い。また、2007 年度から夏季休暇期間中に修了者が自主ゼミをサポートする制度を設けたが、修了者からのアドバイスを望む者は多く非常に好評だった。学生の視点からの意見やアドバイスを受けることができる教学補佐制度や各種説明会は、利用しやすいという点で役立っている。

^① 資料 9 学習環境に関するアンケート結果

また入学前ガイダンスは、勉強の仕方が分かったので良かった等好評である。履修指導については、カリキュラム全体について具体的に丁寧に説明すること、アドバイザーをおくこと等の改善点は考えられる。

その他、2007年度でもって再試験制度を廃止することを決定したが、成績がCやDであった学生へのフォローアップについては、要望がより大きくなると思われ、一層の充実が必要となろう。

3. 自己評定

A

担任制度、レベルアップ検討会、各ガイダンス等を通じた個別指導・相談体制がかなりきめ細かくできているといえる。教学補佐制度等修了生・上級生によるアドバイス制度も充実しており、学生の満足度も高いレベルにあると言える。

4. 今後の改善計画

学年により、教員により差があり、法科大学院全体での担任制度の活用や試験後のフォローについて、なお改善の余地はあるだろう。学生からのアドバイスの求めに対応するだけでなく、担任制度のさらなる活用・試験後の個別フォローや定期的な個人面談等について制度化し、特に1年次生に対する個別の学習方法の指導・相談や進路相談について、教学補佐制度で補いながらも、充実させる方策を教員全体で検討する余地は残されている。

8-2-3 カウンセリング体制

(評価基準) 学生が適切に精神面のカウンセリングを受け入れることのできる体制があり、有効に機能していること。

1. 現状

法科大学院独自のカウンセリング体制は設けていないが、学内では、学生支援センターで常駐のカウンセラーが毎日相談に応じているほか、保健館では健康相談や、精神・心療科の診療(週1～2回)等が行われている。学生には、Study Information^①への記載や入学時のガイダンスでカウンセリングの受付窓口を設けている学生支援センターのリーフレット^②を配り、開設2年目からはカウンセラーが説明をしている他、常時掲示板にその旨を掲示して、周知徹底を図るようにしている。

学生支援センターによると、利用者は2004年度3名、2005年度5名、2006年度9名、2007年度6名であった。また、本年2月に行った学生アンケート結果^③において、学生の中で特に未修者の1年次生を中心に、学習への精神的不安から学生支援センターの相談や保健館の健康相談を利用した者がかなりいるようである。ただ、学内のカウンセリング等の体制そのものを知らないとする学生が多いのも確かである。現実に心身のバランスを崩した学生には、担任や学生支援センターでの相談を勧めている。

2. 点検・評価

学生アンケート結果から見る限り、満足している学生も一定数いるものの、存在自体知らなかったという学生もおり、カウンセリング等の相談体制の周知が十分にできておらず改善が必要である。ただ、教員間での問題の重要性の認識は深まってきたが、相談しやすい状況を作る必要がある。

① 資料11 2008年度司法研究科(法科大学院) Study Information P.40

② 資料40 「学生支援センター～みなさんの学生生活をサポートします～」(リーフレット)

③ 資料9 学習環境に関するアンケート結果

3. 自己評定

B

学内の一般的なカウンセリング体制は存在し、相談や診療等も行われているが、周知が十分ではない。

4. 今後の改善計画

教員全体で学生の精神面も含めた状況把握とフォローアップをさらに行うよう努力するとともに、その状況に合ったカウンセリング体制の具体化についての検討や、学生が相談をしやすくする体制づくりも合わせて検討する必要がある。

8-2-4 国際性の涵養

(評価基準) 国際性の涵養に配慮した取り組みがなされていること。

1. 現状

本法科大学院の教育理念のひとつである「国際的に活躍できる法曹」の養成を目指し、「司法研究科教育課程表」のとおりカリキュラム上に多様な国際関係科目(基礎法学・隣接科目に2科目、展開・先端科目に15科目)を開設している。その中にはネイティブの教員による英語での授業を行う科目もある。

また、国際化の流れの中で、開設時より「英米法総論」を必修科目としており、新生全員が主として判例法国の法的思考の特徴に触れる機会を設けている。ただ、2007年度までの入学生(既修者)は、入学後に実施する認定テストの基準点を満たした場合、単位が認定されていた。さらに、一定の選考基準を満たした者に在学中にアメリカの提携ロースクール(LL.M.コース)に留学できる制度を設けている。現在、アメリカの5校のロースクールと提携している。^①

この留学制度による、2006年度の派遣留学生としてホフストラ大学ロースクールに留学した学生が、LL.M.学位を修得した後、ニューヨーク州の法曹試験に合格した。この学生が、日本の新司法試験に合格すると、本法科大学院の教育の重要な特徴としてめざしてきた日米双方の法曹資格を有する修了生の第一号となる予定である。この学生による「留学体験報告会」が2007年10月31日に開催され、学生34名の参加があり、活発な質疑応答がおこなわれた。

しかしながら、2007、2008年度の留学希望者はなく、また留学に興味のある学生を対象にした留学説明会への参加者は減少傾向にある。この参加者減少の理由としては、法学士の学位を持たない者が基本科目の学習に大きなエネルギーを傾けなくてはならないこと、留学には学内成績が優秀でなければならないこと、しかもLL.M.コースへの派遣が難しいこと、および新司法試験の状況の変化などが考えられる。

そのため、2009～2010年の派遣留学より、選考基準を少し緩やかにする改正案(GPAを2.50以上から2.25以上とし、2.25以上から2.49までの者は、特に優れた

^① 資料1 関西学院大学法科大学院(パンフレット) P.4

資料11 2008年度司法研究科(法科大学院) Study Information P.46

英語能力があることを条件とする) が承認された。それにより日米双方の法曹資格取得を目指す者の応募機会を拡大することができた。

他方で、2007年度にニューヨーク州弁護士を客員教授として迎え、11月中旬から1ヶ月間で国際法交渉学(negotiation)の集中講義(リーガルトピックス)を行った。内容は、(国際)弁護士としての交渉能力の養成をはかるための交渉理論と手法を実践的に学ぶものであり、履修学生から高い評価を得た。

また、上記集中講義において11月30日(金)にNECアメリカ(株)の法務部長による特別講義「特許をめぐる国際紛争とその解決方法」が行われ、夜間の実施であったにもかかわらず16名が参加した。

2. 点検・評価

国際関係科目を多数開設しており、多様な科目選択ができる環境となっている。これらの科目の履修者は少ないものの、授業評価では相対的にかなり満足度は高い。

留学については、これまで1名しか留学していないが成果は得られている。法学士の学位を持たない者へ留学機会を広げるため、在学中に留学してLL.M.コースにつながる単位を修得できるよう2校の提携大学と交渉し、了解に達することができた。今後、制度を活かす方策をさらに検討する必要がある。

3. 自己評定

B

4. 今後の改善計画

本法科大学院の国際交流委員会が、入学直後に未修者の留学希望者や外国語能力の高い特別入試での入学者に対して個別ガイダンス^①を2006年度より始めた。全くの法学未修者に、法科大学院での勉強方法のガイダンスや、留学することを念頭にどのように履修していけばよいかを相談する内容となっている。このようなガイダンス機会を引き続き設ける予定である。また、法学士の学位を持たない未修者がLL.M.学位を取得できる制度が設けられたので、あわせて説明していく予定である。

^① 資料 41 新入生対象米国 LL.M. 留学説明会

4. 今後の改善計画

法律基本科目のクラス毎の履修者数については、上記の原則を考慮し、今後も適切な規模を保つようにする。

また、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目の新司法試験関連科目で履修者が多い科目については、これまでと同様に開講クラス数を増やすなどの対応を検討する。

8-3-2 入学者数

(評価基準) 入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと。

1. 現状

2006 年度			2007 年度			2008 年度		
入学定員 (A)	入学者数 (B)	B/A	入学定員 (A)	入学者数 (B)	B/A	入学定員 (A)	入学者数 (B)	B/A
125 名	130 名	1.04	125 名	146 名	1.17	125 名	85 名	0.68

2. 点検・評価

入学定員 125 名のところ、3 年間の入学者数の平均は 120.3 名となっている。これは、入学定員 125 名の 96.3% であり、110% 以内である。

開設以来、入学者数が入学定員前後になるよう合格者数を決定しているが、必ずしも結果がそうならない場合もある。2008 年度は入学生が少なすぎると思われるが、3 年間の平均を見れば 100% に近くほぼバランスが取れているといえる。

3. 自己評定

合

4. 今後の改善計画

入学者数を入学定員に近い人数にするために合格者数を決定することは困難な要因も多いが、過去のデータ等を参考にしつつ、授業運営や学習環境に支障をきたさないよう努力したい。

8-3-3 在籍者数

(評価基準) 在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていないこと。

1. 現状

	2008 年度					
	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	B/A	退学者数	休学者数	留年者数
2005年度以前の入学者		7名				
2006年度入学者	125名	54名	0.43	12名	0名	0名
2007年度入学者	125名	141名	1.13	5名	2名	0名
2008年度入学者	125名	85名	0.68	0名	0名	0名
合計	375名	287名	0.77	17名	2名	0名

2. 点検・評価

収容定員が375名のところ、2008年5月1日現在の在籍者数は287名であり、収容定員内の学生数となっている。収容定員の110%は超えていない。

なお、2006年度までは入学定員125名のうち50名を未修者、75名を既修者として募集しており、2007年度以降は、65名を未修者、60名を既修者として募集している。定員どおり入学し、修了したとすれば、2008年度の在籍学生数は300名となる。実際の入学者数は2006年度が130名（未修者51名、既修者79名）、2007年度が146名（未修者65名、既修者81名）、2008年度が85名（未修者57名、既修者28名）で、残留者を加えての現在の在籍者数287名は計算上の300名に近く、ほぼ想定通りの人数となっている。

3. 自己評定

合

4. 今後の改善計画
特になし。

第9分野 成績評価・修了認定

9-1-1 厳格な成績評価基準の設定・開示

(評価基準) 厳格な成績評価基準が適切に設定され、事前に学生に開示されていること。

1. 現状

(1) 成績評価について、最終試験だけで評価するのではなく、中間テストや平常点を含めた総合評価を行うことや評価基準をシラバスで明らかにするといったことは開設当初から合意がある。さらに厳格な成績評価を行うことについて教務関係委員会等で検討を行い、評価基準について2005年度末のカリキュラム委員会で評価基準の明確化について担当教員に依頼した。2006年度は第1回目の授業で学生に周知することとし、2007年度よりシラバスに具体的(定期試験60%、平常点20%、小テスト20%、等)に明記することとした。以後、シラバス作成時にその旨を担当教員に依頼している。^①

(2) 成績評価は、A+ (総合点が90点以上、GPは4.0)、A (80~89点、GPは3.0)、B+ (75~79点、GPは2.5)、B (70~74点、GPは2.0)、C+ (65~69点、GPは1.5)、C (60~64点、GPは1.0)、D (0~59点、GPは0.0)の7段階で、基本的には絶対評価である。ただ、A+は特に優秀な場合であることから、多くて1割にとどめるとの合意があるが、それ以外は、教員各自の評価基準に照らして、絶対評価を行っている。^②

ただし、科目間での評価のアンバランスをなくし、厳格な成績評価を実施するため、2007年7月11日のカリキュラム委員会において、つぎの事項を合意事項とした。

第1に、平均点が70点程度になるよう授業を行う、とするものである。これは

① 資料44 2008年度司法研究科 カリキュラム・授業について

資料45 シラバス作成上の注意点

② 資料46 司法研究科成績評価・試験内規

資料11 2008年度司法研究科(法科大学院) Study Information P.14

絶対評価で70点前後にならない場合でも、平均点を70点前後に引き上げることを意味するのではなく、そうなるように授業計画（試験を含む）を立てることであり、成績評価が極端に緩い科目をなくすことも目的の一つである。

第2に、レポートにより最終試験を実施する場合には、明確な採点基準が決めにくいこともあり、成績評価が緩くなりがちな傾向があることから、とくに受講生が一定数（20名を目安）を超えるときには、筆記試験を実施するようにする。

この点については、2008年度授業担当者に、「原則として筆記試験を実施する。ただし、必修科目、選択必修科目以外の科目については、授業時におけるレポート、小テスト等により学生個別の理解度や習熟度が十分把握できていることを前提として最終試験をレポート形式で実施することを可能とする。なお、この場合でも受講者数が一定数（20名をめやすとする）を超えるときは、筆記試験を実施する」ことを伝えている。

第3に、特別演習科目群の基礎演習と特別演習は、教育内容を考慮して、成績評価を5段階評価（A+、A、B、C、D）とする。ただし、2009年度からは評価を「合・否」とし、GPA対象外科目とする。

第4に、「エクスターンシップ」「クリニックA・B」「民事ローヤリングⅡ・Ⅲ」「刑事模擬裁判」は、授業内容から成績評価を5段階評価（A+、A、B、C、D）とする。

(3) 成績評価について、専任教員は必修科目とそれに準じる科目については、定期試験終了後、試験問題の解説を公表し、成績発表後に採点済答案（コピー）の返却を行い、必要に応じ講評会を実施することとしている。実際には上記対象科目以外でも実施されている。

(4) 再試験については、2007年度をもって再試験を廃止することが決定された。これまで（2007年度まで）再試験制度（最終評価でDおよびCの場合は、再試験受験し、その結果、D評価がCとなる可能性、およびC評価がC+評価となる可能性を保証していた）を設けていたが、ア．授業終了から定期試験開始までに十分な学習（復習）時間を確保すること、イ．再試験は厳格な成績評価と相容れないこと（再試験でDと評価することに心理的な抵抗があることから、再試験の評

価が緩くなる傾向があること)、ウ. DないしC評価で、再試験を受験しても、期待するほどの成績の向上が望めないこと、などの理由から、2008年度からの廃止を決定した。

なお、このことは、2008年1月に学生に掲示し、学生との意見交換会で説明を行った。

(5) 成績評価が原則としてA+からDまでの7段階評価となっていることは、Study Informationに明記されている。^①また成績評価基準は、シラバスの「成績評価方法・基準」の欄に、具体的に示されている。^②

2. 点検・評価

成績評価の内容については、シラバスで開示されている。

専任教員とみなし専任教員が構成員であるカリキュラム委員会において、成績評価のあり方について数回の話し合いがもたれ、相当の時間をかけて審議された結果として、上のような基準等が定められた。

非常勤（兼任教員を含む）の教員に対しては、以上のことを文書化したものを、シラバス作成の依頼時に、同時に送付し、厳格な成績評価を行ってもらえるように依頼している。

3. 自己評定

B

4. 改善計画

厳格な成績評価について申し合わせはあるものの、最終試験と平常点の配分や平常点の中身といった評価基準について、必ずしも意見が一致し、徹底されているわけではない。また、中間試験を実施する科目は、とくに法律基本科目で増加しつつあるが、その実施については統一されていない。この点について、さらに議論していく。

^① 資料 11 2008年度司法研究科(法科大学院) Study Information P.14

資料 46 司法研究科成績評価・試験内規

^② 資料 12 シラバス集 司法研究科(法科大学院)2008年度

9-1-2 成績評価の厳格な実施

(評価基準) 成績評価が、成績評価基準に従い厳格に実施されていること。

1. 現状

9-1-1でも触れたように、厳格な成績評価は、カリキュラム委員会において数回にわたってそれに関する話し合いをもち、一定事項を確認したことから、厳格な成績評価は、各教員の認識するところとなっている。また、全教員には、シラバスの作成を依頼するに際して、この申し合わせ事項を書面で送付している。^①

また、評価分布がわかる成績統計表^②は、成績発表後、カリキュラム委員会において各教員に配付され、全体を鳥瞰できるようにしている。また、学生には掲示で開示している。

必修科目とそれに準じる科目は、専任教員は問題解説の配付と採点済答案の返却を実施することとしており、あわせて講評会の開催も望まれている。実際にはそれ以外の科目においても実施されている。

開講科目の成績評価の実態は以下のとおりである。

(1) A+は、特別に優秀な学生を念頭においていることから、多くて1割程度にとどめるとの合意はあるが、実態としてつぎのようになっている。

基礎演習・特別演習を除き、109の科目のうち、27の科目において、1割を超えている。民法Ⅰ、刑法Ⅰ、刑法Ⅱ（以上、法律基本科目）、民事裁判実務Ⅱ、クリニックA（春学期・秋学期）（以上、実務基礎科目）、簿記論、英米法各論、紛争解決の歴史、法曹史、経営学、会計学（以上、基礎法学・隣接科目）、アメリカ憲法、アメリカ会社法、消費者法、犯罪法、現代家族と法、知的財産権法Ⅰ、労働法Ⅱ、経済法、民事執行・保全法、倒産処理法演習、法律英語、アメリカ私法（英語）、少年法、ADR、リーガルトピックス（以上、展開・先端科目）である。基礎演習（計14クラス）・特別演習（計10クラス）では、8クラスで1割を超えるが、クラス全体の平均では1割以下である。

A+が2割を超える科目は、基礎演習・特別演習を除き、刑法Ⅱ、法曹史、ア

^① 資料 44 2008年度司法研究科 カリキュラム・授業について

^② 資料 47 2007年度成績統計表（春学期・秋学期）

アメリカ会社法、労働法Ⅱ、法律英語、アメリカ私法、少年法、リーガルトピックスである。アメリカ私法、法律英語、リーガルトピックスは、受講生がそれぞれ3、5、3人と少ない。なお、アメリカ会社法は64%と突出している。

(2) 全科目の平均評価(受験者の平均)は、G Pを基準として、2.42(基礎演習・特別演習を除けば、2.40)であり、全体で7割前後が平均になるようにとの申し合わせからすれば、少し高めである。

3.0を超える科目は、刑法Ⅱ、クリニックA(春学期・秋学期)、アメリカ会社法、基礎演習Ⅰ・Ⅱ(10クラスの平均)である。ただし、クリニックA、基礎演習は少人数科目で、かつ平常点がほぼ成績評価の結果となっていることからすれば、このような高い評価もやむを得ないところもあると思われる。

法律基本科目では、1年次配当科目で2.23(なお、法学入門を除けば2.17、さらに刑法Ⅱを除けば2.09)で、2年次以上配当科目では、1.93である。法律基本科目全体では、2.06である。実務基礎科目では2.44であり、基礎法学は2.64、展開先端科目は2.54(アメリカ会社法を除けば、2.47)である。基礎演習・特別演習は、3.02である。

以上のように、法律基本科目は2.0に近く、そのうちでも2年次以上配当科目が1.93と2.0未満である。それ以外の、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目では2.44、2.64、2.54で、平均点は高めである。

必修科目では、2.01とほぼ7割である。必修科目は、それ以外の科目に比べて、評価がより厳しいといえる。

また、1クラス30人を超える科目(法社会学、経営学、労働法Ⅰ、倒産処理法Ⅰ・Ⅱ、証券取引法、商取引法、国際民事手続法、アメリカ憲法、アメリカ会社法、司法制度論、消費者法、環境政策と法、犯罪学、労働法、経済法、民事執行・保全法、倒産処理法Ⅱ、経済犯罪、少年法、現代家族法)の平均は2.53である。人数が30人を超えることから、評価が緩いとは必ずしもいえない。

(3) 期末試験については、演習科目等において複数の教員が同一科目を担当するときには相互に問題のチェックがなされ、またこれまでに出题された問題はすべて学生に公表されているため、毎年同じような問題が出されたり、極端に難易度が異なる問題が出されることはほとんど考えられない。

出欠については、多くの授業では、学生の教室における着席位置を固定するこ

とで出欠が確認できるようにしている。数は少ないが、多人数の授業では、出欠表に名前を順次明記させるという方法も行われている。

出席を平常点に入れるべきか否か、議論のあるところであるが（法科大学院では出席が前提であり、欠席すれば、平常点からマイナスする要因にはなっても、プラスする要因にはならないのではないか）、ほとんどの教員は、何らかの形で、出席を平常点のプラス要因として考慮している。

2. 点検・評価

成績評価は、上で示したように、A+は多くて1割程度にとどめるとした相対評価、それ以外は絶対評価という基準をほぼ満たしている。また、評価の平均が7割前後となるようにするという点についても、科目によるバラツキはまだ見られるものの、ほぼ満たされている。

法律基本科目では、中間試験、小テスト、中間レポートが実施されており、定期試験以外の平常点等の評価として考慮されている。また、各学生の平生の授業での理解度・特徴・問題点等をいわばカルテのような形で、書き入れ、教員相互が学生に対する評価を共有できるようにすべきだとの提言を受け、そのためのチェック表を作成している（ただし、実施に改善の余地が残されている。）

課題としてつぎのことが挙げられる。

上述のように、成績評価の緩い科目も少数ながら見られ、厳格な成績評価がまだ徹底していない。非常勤教員に対しても、厳格な成績評価の必要性を再度伝える必要がある。

基礎演習・特別演習については、授業内容や授業方法からして全体の合意を機械的に適用できない面もあり、高い評価もあり得る。この2つの科目の評価方式は、2009年度から「合・否」に変更することが決定されている。

3. 自己評定

合

(理由)

まだ改善すべき問題はあるとはいえ、おおむね、成績評価基準に従い厳格に実施されているといえる。

4. 改善計画

成績評価のあり方については、カリキュラム委員会等において、何回も議論を重ねてはきているが、法律基本科目でも問題があり、より厳格な成績評価をさらに徹底する必要がある。平常点の内容については、上で示したチェック表の充実を含めて、議論を深める必要がある。

9-1-3 成績評価に対する異議申立手続

(評価基準) 成績評価に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。

1. 現状

成績について、学生は成績表の配付を受けるだけでなく、Web 上でも成績を照会できる。また、希望者に対しては、席次も通知している。

成績発表後、1週間程度の期間内に、事務室に成績評価に対する「成績評価調査願」を提出することにより異議申立をすることができる。必修科目とそれに準じる科目では、採点済み答案のコピー返却を原則としており（実際はその他の科目でも行われている）、評価についての疑義・質問は多くの場合、答案の記述箇所をも明示して提出されている。

申立期間については、Study Information^① の年間スケジュールで示されている。また、成績発表時にも掲示している。

申立を受けた教員は、文書で回答するか、直接学生と面談の上、説明することもある。

2. 点検・評価

成績調査の依頼は、年度により違いはあるが、徐々に減ってきており、2007年度は春学期32件、秋学期24件であった。実際には、事務室を通さずに、直接教員を訪れ、疑義を含めた質問を行う事例の方が多いと思われる。

また、必修科目とそれに準じる科目では、定期試験（場合によれば、中間試験も含めて）の試験内容の説明・講評を行っている。ほとんどの学生が参加し、その場で疑義や質問が出されることもあり、教員はその場で対応している。

^① 資料 11 2008年度司法研究科（法科大学院）Study Information 年間スケジュール

3. 自己評定

A

(理由)

成績評価の調査（疑義や質問）の手続は整っており，学生にも周知されている。

4. 改善計画

特にない。

9-2-1 修了認定基準等の設定・開示

(評価基準) 修了認定基準、修了認定の体制・手続が適切に設定されていること、及び修了認定基準が適切に開示されていること。

1. 現状

(1) 修了認定基準

ア 本法科大学院は、修了要件として次の3つを定めている。それは、①3年以上在学すること、②所定の授業科目について100単位以上を修得すること、③「法律基本科目群」の必修科目(未修者24科目、既修者11科目)と選択必修科目(2科目)および「実務基礎科目群」の必修科目(4科目)のうち、半数(未修者は30科目のうち15科目、既修者は17科目のうち8科目)以上の授業科目の成績評価がC+以上であること、である。^①

2006年度以前の入学生については、3年以上在学して、所定の授業科目について98単位以上を修得することが修了要件であった。その後、成績内容に関する修了要件を新たに設けたのは、成績評価がCであれば一応当該科目についての単位を修得したことになるが、必修科目や選択必修科目の半数以上がC評価の場合、法科大学院修了としての総合的な学力(法律知識や法的判断能力)としては不十分であると考えられるからである。

イ 既修者として入学した者は、1年次の「法律基本科目群」の必修科目13科目(30単位)は修得したものとみなし、1年を超えない範囲で在学期間を短縮することができる。既修者は、これ以外の1年次必修科目(「基礎法学・隣接科目群」の英米法総論)を2年次以降で修得することになる。なお、2007年度までの既修者は、1年次の「法律基本科目群」の必修科目13科目(28単位)を修得したものとみなされ、別途実施する「英米法」の試験に合格した場合には、英米法総論2単位を加えて、合計30単位を修得したものとされた。

(2) 進級要件

本法科大学院では進級要件を設けておらず、1年次の成績内容に関係なく2

^① 資料48 関西学院大学専門職大学院学則第20条

年次に進級できる。しかし、2年次の法律基本科目を履修するためには「先修条件」が定められており、対応する1年次の法律基本科目の単位を修得することが要求されている^①。このように、1年次の基本的な科目を修得していないと2年次の法律基本科目が履修できないことにより、基礎的な法律知識の習得を前提として次のステップに進むことができる。

(3) 修了認定の体制・手続

研究科長室委員会において修了予定者が所定の修了要件を充足していることを確認し、教授会で研究科長室委員会の提案に基づき、修了認定を行う。

(4) 修了認定基準の開示

修了要件は、「関西学院大学大学院要覧」の「専門職大学院学則」に基づき、「司法研究科（法科大学院）Study Information」^②に記載し開示している。

2. 点検・評価

修了認定基準、修了認定の体制・手続が適切に設定されており、また修了認定基準も適切に開示されている。

3. 自己評定

A

4. 改善計画

特にない。

^① 資料 30 司法研究科内規

資料 11 2008年度司法研究科（法科大学院）Study Information P. 4

^② 資料 11 2008年度司法研究科（法科大学院）Study Information P. 2

9-2-2 修了認定等の適切な実施

(評価基準) 修了認定が、修了認定基準及び所定の手続に従って適切に実施されていること。

1. 現状

2007年度の修了認定対象者は、124名である。そのうちで修了を認定された者は、114名(男性76名、女性38名)である。その内訳は、法学既修者65名(男性52名、女性13名)、法学未修者49名(男性24名、女性25名)である。最多修得単位数は法学既修者と法学未修者を合わせた全体で114単位(既修者110単位、未修者114単位)、最小修得単位数は全体で98単位(既修者100単位、未修者98単位)、平均修得単位数は全体で104.0単位(既修者103.5単位、未修者104.7単位)であった。

修了認定されなかった者は、10名(男性4名、女性6名)である。その理由としては、全員必要修得単位数の不足であるが、そのうちの7名については、休学による在学期間も不足している。

上記の修了認定に関する手続は、研究科長室委員会で修了要件の充足を確認のうえ、教授会で承認している。

2. 点検・評価

修了認定は、所定の修了認定基準、体制・手続に従って実施されており、特に問題はない。

3. 自己評定

合

4. 改善計画

特にない。

9-2-3 修了認定に対する異議申立手続

(評価基準) 修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており適切に実施されていること。

1. 現状

修了要件が充足されれば自動的に修了認定がなされ、GPAによる認定基準や修了試験などの特別の要件を設定しておらず、修了認定について特に問題が生じる余地はない。また修了認定に対する異議申立は、個々の科目の成績評価に対する異議申立の問題と考えられることから、修了認定そのものに対する異議申立手続は特に設けていない。

2. 点検・評価

修了認定への異議申立手続は各科目の成績評価に対する疑義申立手続で代替でき、また修了認定に対して学生から異議が出されたことはないので、学生からの異議申立手続を新たに設ける必要はないと思われる。しかし、修了認定に対する異議はすべてが個別の科目の成績評価に対する疑義に収斂するとは言い切れない面もあり、修了認定に対する異議申立手続を設ける必要性について検討が必要かもしれない。

3. 自己評定

C

4. 改善計画

本研究科では成績評価に対する異議申立手続以外に修了認定に対する特別の異議申立手続が設けられていないので、今後この手続の設置に向けて検討を行う必要がある。

第4 その他

「将来展望」としては、本法科大学院の特徴である多数の実務家教員の存在をより生かすべく「模擬法律事務所（バーチャル・ローファーム）制度」の導入を計画しており、そのことによって、「よき法曹」とは何かを探求しつつ、本法科大学院の目的とするところの、「豊かな人間性」をそなえた「企業法務に強い法曹」、「国際的に活躍できる法曹」、「人権感覚豊かな市民法曹」の養成をより一層推進していきたいと考えている。^①

「評価チームへの要望」としては、本学は教員間の「協働」、そして学生間の「共学」が全国的にみても高いレベルにあると私達は考えており、評価にあたっては是非その点を注視していただきたい。また、この4年間の学生の勉学態度には予備校教育の弊害がかなりの程度残っていたと言えるが、本学は、教員が一丸となつてあるべき法科大学院制度を目指す教育実践を迫及することによって、不十分な面はあるものの、それを克服しつつあると自負している。評価チームには、その点を率直に評価していただくことを希望したい。

^① 資料 49 新入生のみなさんへ（ホームページ）